

第三章

「各部の運営方針と目標」の達成状況

平成 26 年度

- 1 企画部
- 2 総務部
- 3 市民部
- 4 生活環境部
- 5 健康福祉部
- 6 子ども政策部
- 7 都市整備部
- 8 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、①部の使命・目標に関する認識、②職員数、予算規模等の部の経営資源、③部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 26 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

※「個別事業とその目標」の達成状況以外の記載内容は、平成 26 年5月確定の「各部の運営方針と目標」の内容です。

企画部の「運営方針と目標」の達成状況

企画経営課 財政課 秘書広報課 情報推進課 都市再生推進本部事務局

企画部長	河野 康之
企画部調整担当部長兼企画部行財政改革担当部長	土屋 宏
企画部都市再生担当部長	田口 久男
企画部三鷹ネットワーク大学担当部長	山口 亮三

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営をめざした自治体経営の確立を図ります。

◇開かれた行政をめざして市政情報の積極的な提供を行うとともに、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して市内の効果的な政策形成への支援を図ります。

◇地域情報化の推進に取り組むとともに、市内情報の適切なマネジメントを確立します。

◇公共施設の整備・再配置に関する基本的な方針の調整等を行い、都市再生の総合的な推進を図ります。

各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課、情報推進課及び都市再生推進本部事務局の5課で構成され、基本構想・基本計画等に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政（予算・決算）、③行政評価、④行財政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩総合調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

2 部の経営資源（平成26年4月1日現在）

職員数

- ・企画部職員 45人
- ・職員比率（正規職員） 企画部 45人 / 市職員 993人 職員比率 約 4.5%

予算規模

- ・平成26年度企画部予算額
- 一般会計 13,012,847,000円
- そのうち特別会計への繰出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費
- 一般会計 4,605,651,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇第4次三鷹市基本計画等の着実な推進と第1次改定に向けた準備

市民が躍動する「価値創造都市・三鷹」を推進し、第4次基本計画の積極的かつ着実な推進を図るため、「最重点プロジェクト」である「都市再生」「コミュニティ創生」と「緊急プロジェクト」である「危機管理」の3つを重点施策として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、企画部の所管する「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」に基づく男女平等参画社会の実現に向けた取り組み、「地域情報プラン 2022」に基づくICTの利活用の推進、社会保障・税番号制度への積極的な対応を図ります。

平成27年度に予定される第4次三鷹市基本計画第1次改定、関連する個別計画の改定に向けた準備として、基礎的調査の実施や各市民会議・審議会等での評価・検証などに取り組みます。

◇徹底した行財政改革による「持続可能な自治体経営の創造」に向けた取り組み

将来的にはこれまでのような人口増加による税収増が見込めないことから、「低成長時代」における緊縮財政を常に想定し、厳しい財政状況においても、財政の健全性を維持しつつ確かな市政運営を行うことが求められています。このため、「行財政改革アクションプラン 2022」で主要な取り組みとして位置づけた「事務事業総点検運動」及び「公共施設総点検運動」を積極的に展開し、選択と集中による「施策の重点化」と「行政のスリム化」を図ります。

また、平成22年度から取り組んできた「事務事業総点検運動」を継続し、その運動を踏まえた対話による創造的事業評価に基づく事業見直し及びこれと連動した予算編成を行うとともに、細かな配慮と創意工夫によって経費をかけずに市民満足度を高める「ゼロアップ創造予算」を推進するなど、「持続可能な自治体経営」の確立に向け取り組みます。

◇新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業の推進と都市再生の取り組み

第4次基本計画の最重点プロジェクトである「都市再生」の取り組みとして、その中核事業である「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業」について、平成25年度に着手した建設工事を、引き続き徹底した安全管理のもと、計画的に推進します。また、効率的・効果的な管理運営体制の構築をめざし、平成24年度から検討を進めてきた管理運営計画を策定します。

また、公共施設の効率的な整備、運営及び計画的な再配置などに取り組み、既存社会資本の有効な活用と環境との調和を図りながら、ハード、ソフト両面における「都市の質的向上」による命と暮らしを守るまちづくりを推進します。

市内の大規模土地利用転換については、三鷹のまちの価値をさらに高めるため、「民学産公」の協働による総合的なまちづくりを推進します。

◇基礎自治体としてのセーフティネット機能の確立

国の経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受けつつも、基調的には緩やかな回復を続け、雇用・所得環境も改善されていくとみられる中、国・東京都等の動向の的確な把握に努めながら、市民に最も身近な基礎自治体として市民の暮らしを守るセーフティネット機能の確立を図り、市民及び市にとって必要とされる事業の推進に向けた総合調整を進めます。

◇自治基本条例の定着と協働のまちづくりの推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会

等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。また、地域の人財、情報、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用し、三鷹市政で培われてきた民学産公の参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。

◇地方分権の推進と自治基盤の強化

「地域主権改革一括法」(第4次)の国における動向を注視しつつ、同法(第1次・第2次・第3次)に伴う、義務付け・枠付けの見直し、東京都からの事務権限移譲等への適切な対応を図ります。また、自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、地方交付税不交付団体である基礎自治体の立場から国等に積極的に問題提起を行う一方、自らも行政評価を始めとしたマネジメント・システムの改革を進め、財政健全化法も踏まえたストックとフローの適切な管理を行うなど、持続可能な自治体経営の確立、自治基盤の強化に取り組みます。また、新地方公会計制度の導入についての検討を行います。

個別事業とその目標 (個別事業の掲載は、重点課題順になっています。)

1 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備の推進及び管理運営計画の策定に向けた取り組み(都市再生推進本部事務局ほか)

当初計画

平成28年度の竣工をめざし、平成25年10月に着手した建設工事を徹底した安全管理のもと、UR都市機構との連携により計画的に推進し、防災公園部分の整備に係る経費の一部を負担するとともに、多機能複合施設部分の整備委託に対する経費を支出します。また、事業敷地周辺道路の無電柱化整備では、北側道路(市道第372号線)について、拡幅用地を取得するとともに、工事に着手します。

新施設開設後の効率的・効果的な管理運営の実現に向け、利用団体等との意見交換、庁内関係部署との調整を行いながら、平成24年度から検討を進めてきた管理運営計画を策定します。指定管理者制度を活用した管理運営体制のあり方を検討する中で、行財政改革の観点からランニングコストの縮減や組織の見直しについても検討を進めていきます。

新施設に導入する情報通信システム(災害情報システム、健康・体力相談支援システム、施設予約システム)については、平成25年度に作成した基本計画をもとに、調達仕様書を作成します。

目標指標

新施設の建設工事及び事業敷地周辺道路の無電柱化整備を推進します。また、管理運営計画を策定するとともに、情報通信システム調達仕様書を作成します。

達成状況

新施設の建設工事は、スポーツ施設部分の基礎・躯体工事は概ね完了するなど順調に進みました。これに伴い防災公園部分の整備に係る経費の一部を負担するとともに、多機能複合施設部分の整備委託に対する経費を支出しました。また、昨年度に引き続き、多機能複合施設の整備にあたって都補助金を獲得しました。無電柱化整備については、UR都市機構より北側道路(市道第372号線)の拡幅用地を取得するとともに、北側道路(市道第372号線)と東側道路(市道第582号線)の工事に着手しました。なお、継続的に行ってきた事業用地取得に向けた取り組みについては、UR都市機構との連携により完了することが出来ました。さらに、本整備事業の周知の一環として工事現場見学会を2回に分けて実施し、市民と関係者のみなさん、計41人の方に参加していただきました。

管理運営計画については、平成26年度の策定に向け、利用団体等との意見交換、庁内関係部署との調整を行い、管理運営体制やランニングコストの試算等の検討を重ねてきましたが、計画の内容が新施設における今後の事業展開等に係る部分が多いことから、市長選挙後に確定すること

とし、今年度は現時点までの検討を踏まえた「管理運営計画（案）の概要」を作成しました。

3つの情報通信システムについては、基本計画をもとにワーキンググループでシステム内容の要件定義や費用分析等を行いながら、開発に向けた実行計画と調達仕様書を作成しました。なお、健康・体力相談支援システムと施設予約等システムについては、平成24年10月に市、教育委員会、株式会社まちづくり三鷹、NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構の4者で締結した「共同研究開発協定書」に基づき、オープンソースプログラム言語 Ruby を活用したシステム開発を実施することとしました。

2 「第4次三鷹市基本計画」の第1次改定に向けた準備（企画経営課、秘書広報課）

当初計画

平成27年度に予定している第4次三鷹市基本計画の第1次改定、関連個別計画の改定に向けて、基礎的調査の実施や各市民会議・審議会での評価・検証など準備に取り組みます。

計画改定に向けた基礎資料として、「三鷹を考える論点データ集」、「三鷹を考える基礎用語事典」、「市民満足度・意向調査報告書」及び「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書」を作成します。また、三鷹まちづくり総合研究所に設置した研究会において第4次三鷹市基本計画の中・後期に向けた政策課題について調査・研究し、その成果を報告書にとりまとめます。

目標指標

三鷹を考える論点データ集、三鷹を考える基礎用語事典など基礎資料を作成します。これらを踏まえつつ、まちづくり総合研究所設置の研究会の調査・研究を通して、基本計画改定にあたっての政策課題を明らかにします。また、第4次基本計画、関連個別計画の評価・検証等の準備に関する総合調整を図ります。

達成状況

近隣市との比較データなどを掲載し、市の課題や取り組み状況を視覚的に分かりやすくまとめた三鷹を考える論点データ集、三鷹を考える基礎用語事典を平成26年10月に作成、ホームページ等で公表しました。市民満足度・意向調査では、約8割の方が市政に満足しているとの結果が明らかとなったほか、計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測では、3つの経済ケースを設定し人口推計等を行いました。まちづくり総合研究所内設置の研究会（持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会）を計7回開催し、オープンデータ、観光、学生との連携による地域活性化、地域での支え合いの仕組み、子ども家庭福祉、協働によるまちづくりなどの政策課題について調査、研究し報告書に取りまとめました。

また、平成26年10月に基本計画第1次改定・個別計画改定の進め方及び改定に向けた準備に関する通知を作成し庁内に周知を図るなど、総合調整等を図りました。

第1次改定にあたっては、社会経済状況の変化、国等の制度改正、市の人口構成の変化を踏まえ、多様な市民参加により的確な計画改定を行います。

3 持続可能な自治体経営をめざした行財政改革の推進及び行財政改革アクションプラン 2022 の改定に向けた検討（企画経営課、財政課）

当初計画

低成長時代における厳しい財政状況においても、財政の健全性ときめ細かいサービスの提供を両立するため、「事務事業総点検運動」を継続します。経費をかけずに成果や市民満足度を高める「ゼロアップ創造予算」の推進や「対話による創造的事業評価」による事業見直しと予算編成とのさらなる連動を図ります。

行財政改革アクションプラン 2022 の達成状況等について評価・検証し、平成27年度の改定に向けた検討を行います。

また、引き続き新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備などを見据え、柔軟で機動的な

組織のあり方について検討します。

なお、新たな地方公会計制度への対応については、プロジェクト・チームを設置し、課題を整理するなど検討を進めます。

目標指標

対話による創造的事業評価やゼロ・アップ創造予算などによる事業見直しを実施します。組織改正について検討するとともに、行財政改革アクションプラン 2022 の改定に向けた検討を行います。新たな地方公会計制度への対応について検討します。

達成状況

平成 22 年 7 月に「事務事業総点検運動推進本部」を設置し、全庁一丸となって取り組みを進めてきましたが、事業見直しの成果などにより、基金残高の確保が図られたこと、行政評価制度が確立されたことから、同本部を平成 26 年度末に解散しました。

さらに、昨年度の試行を経て、「対話による創造的事業改善」として今年度から本格的に取り組み、26 の対象事業について庁内部門間による「対話」を実施し、11 事業を改善につなげました。また、事務事業総点検運動を継続し、「ゼロ・アップ創造予算」を含む 37 事業を見直し、約 5,900 万円の経費削減を図りました。これらの取り組みを踏まえ、行財政改革アクションプラン 2022 の改定に向けた検討を進めました。

組織改正については、市長選挙を見据え、国等の制度改正に伴う係名称の変更にとどめました。今後は、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）開設後の管理運営体制を踏まえ、組織のあり方などを速やかに検討します。

新地方公会計制度への対応については、平成 26 年 7 月に設置した「新地方公会計制度検討チーム」により検討を行うなど、制度の開始に向けた取り組みを推進しました。

4 社会保障・税番号制度への対応（情報推進課）

当初計画

社会保障・税番号制度については、平成 27 年 10 月に個人番号が通知され、平成 28 年 1 月から個人番号カードの配布と個人番号の利用が開始されます。従来の業務の流れが変わることから、市民サービスの向上に向けた検討のほか、平成 26 年度は窓口業務の見直し、条例等の整備、職員研修等制度導入に向けた検討・準備を行います。

検討にあたっては、個人情報保護、情報セキュリティに留意し、平成 25 年度に設置した「社会保障・税に関わる番号制度検討チーム」において、引き続き、全庁的な検討を進めるとともに、制度に必要な情報システムの構築に取り組みます。

また、国の取り組みにあわせて市民や事業者への適切な周知を検討します。

目標指標

条例改正、情報システムの構築、窓口業務の見直しをはじめ、社会保障・税番号制度の導入に向けた対応を行います。

達成状況

「社会保障・税に関わる番号制度検討チーム」を中心に、国からの情報収集に努めながら準備作業を進めてきましたが、番号制度の円滑な導入に向けた庁内推進体制を強化するために、平成 26 年 10 月に「三鷹市番号制度推進本部」を設置し、あわせて事務局体制を整備しました。社会保障・税番号制度の導入に当たって必要となる作業について全体調整を行うとともに、特定個人情報保護評価の実施、条例等の整備に関する検討、システム構築及び国庫補助金の確保などに取り組みました。

特定個人情報保護評価については、実施予定の 18 事務について評価書の作成を進め、そのうち「住民基本台帳に関する事務」の評価書について市民からの意見募集、個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価部会による第三者点検を実施し、国の特定個人情報保護委員会へ提出しまし

た。また、国等の動向に留意しながら市広報紙「広報みたか」やケーブルテレビの市広報番組「みる・みる・三鷹」を活用し、社会保障・税番号制度に関する広報活動を行いました。

5 市内大規模土地利用転換に伴う総合的なまちづくりの調整（企画経営課）

当初計画

日本無線三鷹製作所の移転については、平成 25 年 6 月に締結した連絡会に関する覚書に基づき、連絡会等で三鷹製作所の跡地活用や都市計画等に関する意見交換・協議を行います。意見交換・協議にあたっては、平成 26 年 3 月に締結したまちづくりに関する協力協定に基づいて、跡地に立地する事業分野等に関することや、都市整備部と連携した地区計画の策定に向けた検討を行います。関連して、市内事業者の操業支援につながるものとして、生活環境部と連携した取り組みを進めます。

杏林大学の井の頭キャンパスの移転については、平成 28 年 4 月の開設に向け、周辺の交通・道路環境の整備や連携事業を大学と協議するとともに、文部科学省「地（知）の拠点整備事業」との連携事業を推進します。

目標指標

日本無線(株)との連絡会を開催し周辺環境と調和したまちづくりを検討するとともに、地区計画を策定します。杏林大学との連絡会及び作業部会を開催しキャンパス移転に向けた周辺環境の整備及び連携事業を整理するとともに、「地（知）の拠点整備事業」に係る連携事業を推進します。

達成状況

日本無線三鷹製作所の移転に伴う取り組みについては、まちづくりに関する協力協定に基づき、三鷹製作所の敷地全体に対する「下連雀五丁目第二地区地区計画」を策定しました。先行売却する土地については、市内事業者を含む都市型産業等に資する事業用途となるよう適宜意見交換を行い、協定に基づいた取り組みを進めることができました。引き続き、連絡会等を通して売却予定の土地利用について、関係機関等との協議を進めます。

杏林大学との取り組みでは、「地（知）の拠点整備事業」に伴う教育・研究活動の一環として、庁内各部署と連携した職員の派遣を実施し、連携の充実を図りました。また、井の頭キャンパス周辺の交通環境の整備や自転車対策等について、都市整備部と連携した協議を行いました。平成 28 年度の開設に向け、連絡会等を通じた協議を進めます。

6 地域情報化プラン 2022 の推進及び ICT 街づくりの充実（情報推進課）

当初計画

地域情報化プラン 2022 に基づき、庁内システムの最適化をめざすとともに、地域の課題を解決する手段として、ICT 利活用方策を引き続き検討します。その際、「情報セキュリティの確保及びプライバシー保護の推進」に最大限留意するとともに、民学産公の協働による取り組みを推進し、「誰もが利用可能な ICT の社会」の実現をめざします。

また、平成 24 年度及び 25 年度に行った、総務省の ICT 利活用に関する実証事業において構築した各システムの運用を行うとともに、引き続き国の補助事業等の活用についての検討を行います。

なお、平成 26 年度は地域情報化プラン 2022 の前期が終了するため、これまでの取り組みの総括や課題の整理等、見直しに向けた準備を行います。

目標指標

地域情報化プラン 2022 に基づき新たな ICT 施策を推進します。

達成状況

平成 26 年度は、昨年度に行った、「ICT 街づくり推進事業（総務省）」の実証成果を地域の課題や防災上の緊急課題の解決に活かして、事業として展開し、運用を始めました。

ICT人財の育成については、「中高生国際 Ruby プログラミングコンテスト 2014in Mitaka」を三鷹市も共催者とした民学産公の実行委員会方式で継続実施しました。応募件数は、77 件（内市民（市民講座含む。）56 件）で、平成 25 年度に比べ増加し、海外からの応募もありました。みたか地域 SNS ポキネットのスマートフォン対応とあわせて、スマホ向け機能「ポキネットプラス」の運用を開始し、サービス内容の充実を図りました。庁内システムでは、子ども子育て新制度に対応するシステム構築を行いました。

ICTに係る全庁的な調査を行い、次年度以降の事業推進とプランの改定に係る基礎資料とし、地域情報化推進協議会等、民学産公の協働により事業に取り組みます。

7 三鷹ネットワーク大学事業の充実に向けた協働の推進

（企画経営課）〈「ゼロ・アップ創造予算」該当事業を含む〉

当初計画

三鷹ネットワーク大学については、NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、「三鷹まちづくり総合研究所」などの取り組みを推進します。引き続き、正会員・賛助会員との関係を充実させ、大学、研究機関、事業者、市民との協働による民学産公の取り組みを通じて、地域の活性化や人財の育成等を図ります。また、「三鷹の森 科学文化祭」については、みたか太陽系ウォークを中心に、関係団体と連携を図り、より充実した内容での開催をめざします。

正会員である杏林大学が文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」に採択されたことから、NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構とともに、これまで以上に連携を深めた事業展開を行っていきます。

目標指標

講座の充実により、講座申込者数及び満足度の増加をめざします。また、みたか太陽系ウォークの参加人数の増加をめざします。

達成状況

「三鷹まちづくり総合研究所」については、「将来課題研究会」を7回、「次世代まちづくり人材養成塾」（視察を含む）を9回開催しました。「三鷹の森 科学文化祭」については、太陽系ウォークスタンプラリーを実施しました（参加人数 2,665 人、参加店舗・施設数 217 箇所）。また、市内の飲食店等4か所でまちなかサイエンスカフェを実施しました。杏林大学との連携としては、公開講演会等を22回開催しました。

なお、三鷹ネットワーク大学における年間講座開催数は233件、受講満足度88.0%と、各事業において概ね当初計画通り実施することができました。今後も受講者獲得に向けた丁寧な情報発信等に取り組んでいきます。

8 男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 の推進（企画経営課）

当初計画

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 に基づき、各種啓発事業の実施などにより、男女平等意識の醸成に努めます。ワーク・ライフ・バランスの推進では、平成 25 年度から実施している「ワーク・ライフ・バランスのための民学産公協働講座」について、その実施状況等を検証し、市民との協働事業として更なる充実を図ります。女性センター機能の拡充については、女性交流室の活用と活性化を図るとともに、市役所第2庁舎1階執務室に設置した男女平等参画情報提供コーナーやホームページなどを活用した情報提供・啓発活動に努めます。

計画の推進にあたっては、平成 26 年度が計画期間の前期の最終年度であることを踏まえ、男女平等に関する意識を調査するなど、進捗状況の把握や検証を十分に行い、男女平等参画審議会での意見も踏まえ、関連施策の実施主体である庁内関係各課と連携して進めます。

目標指標

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 に基づく各種啓発事業の実施により、男女平等意識の醸成を図ります。また、男女平等に関する意識調査を実施します。

達成状況

「ワーク・ライフ・バランスのための民学産公協働講座」については、公募による市民企画員との協働の取り組みを推進し、積極的なPR活動、保育等の充実を図ったことから、平成 25 年度を大幅に上回る参加者数となり、広くワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ることができました。

また、男女平等参画のための啓発誌を発行するとともに、男女平等参画情報提供コーナーを充実させ、男女平等参画意識の醸成を図りました。男女平等参画講座及び市民フォーラムについては、相談事業との連携など、市民ニーズを反映した講座内容となるよう、さらなる検討を行い、充実を図る必要があります。

なお、男女平等参画に関する市民意識については、市民満足度・意向調査に含めて実施したことから、平成 27 年度に予定している基本計画及び個別計画改定の基礎とします。

9 非核・平和施策の推進（企画経営課）

当初計画

関連団体との協働により平和関連事業を実施します。5月の憲法を記念する市民のつどい、8月の平和強調月間での事業（戦没者追悼式並びに平和祈念式典、平和展等）のほか、3月には、東京空襲資料展、戦跡を訪ねるフィールドワーク講座等を集中して実施することで、啓発効果が高まるように取り組みます。平成 27 年が戦後 70 年であることや、戦争体験の記憶の風化が課題となっていることを踏まえ、関係団体等の協力を得ながら、市民の戦争体験談や資料を記録し、保存していくアーカイブ化事業を積極的に推進します。

このほか、子どもの人権尊重の観点から、子ども自身が暴力から身を守るための教育プログラム（CAPワークショップ）の普及・啓発に取り組むなど、人権意識の総合的啓発を推進します。

目標指標

戦争体験談のアーカイブ化を推進するとともに、平和推進関連事業の参加者数の増加をめざします。

達成状況

憲法を記念する市民のつどいや平和のつどい、各種講座やパネル展等を計画どおり実施することができました。参加者数も目標値を上回ることができ、それぞれの事業に対する市民の声も、アンケート等から概ね好評価を得ることができました。特に、市民憲法講座や憲法を記念する市民のつどい等については、市民の多様な意見を踏まえ、講演テーマや講師選定等に際しバランスに配慮することで集客につなげることができました。

戦争体験談のアーカイブ化事業については、関係団体の協力も得ながら新たに4人の方の証言の収録を行うとともに、これまで収録した体験談の一部を、市ホームページに掲載しました。今後は、戦後 70 年を迎えるに当たり、より幅広く収録作業を進めるとともに、取りまとめや活用方法等について検討していく必要があります。

10 矢吹町姉妹市町締結 50 周年の取り組み（秘書広報課）

当初計画

三鷹市と矢吹町は、昭和 39 年 7 月 2 日に姉妹市町の締結を行ってから、職員や議会の交流をはじめ、芸術文化、スポーツ、子どもの交流など住民同士の幅広い交流を行っています。平成 26 年度に、姉妹市町締結 50 周年を迎えることから、矢吹町と連携を図り、「50 周年記念セレモニー（仮）」や交流事業（「三鷹市民駅伝大会」、「三鷹市管弦楽団コンサート事業」、「三鷹市・矢吹町子ども交

流会)、「三鷹の森フェスティバル事業)を通じて、住民交流等の活性化を図ります。また、特集記事を掲載した広報みたかを発行し周知を図るとともに、矢吹町が作成した記念ロゴデザインを活用し50周年の気運醸成に努め、姉妹市町であることの意義を確認し合い、より一層の絆を深める50周年とします。

目標指標

特集記事を掲載した広報みたかを発行します。交流事業等を通じて、住民交流等の活性化を図ります。

達成状況

特集記事を掲載した広報みたかを平成26年7月6日に発行しました。また、各交流事業の実施や「広報みたか」「ホームページ」「みる・みる・三鷹」等の各種媒体により、50周年を広くアピールすることで住民交流等の活性化を図りました。

主な交流事業の参加者数は、前回実施と比較すると、三鷹市・矢吹町子ども交流会では110人から119人に、三鷹市民駅伝大会では約16,000人から約17,000人に、三鷹の森フェスティバルでは約5,000人から約5,500人に増加し、両市町の行政、議会及び住民同士の交流が図られました。

平成26年11月29日に開催した記念交流会では覚書締結式が行われ、さらなる友好の発展と災害時の相互支援について、両市町からの参加者のもと三鷹市長と矢吹町長による覚書への署名と宣誓が行われました。

総務部の「運営方針と目標」の達成状況

政策法務課 職員課 契約管理課 防災課
安全安心課 土地対策課 相談・情報課

総務部長兼総務部調整担当部長
総務部危機管理担当部長

馬男木 賢一
大倉 誠

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成・向上し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。
- ◇市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。
- ◇市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。
- ◇災害等から市民の生命と財産を守るため、防災施設を整備するとともに、地域や関係機関等との連携・協力体制を強化し、災害等に強いまちづくりを推進します。
- ◇市民の安全と安心を確保するため、防犯設備の整備等を支援するとともに、市民・事業者・関係機関等と協働で、安全安心のまちづくりを推進します。
- ◇良好な地域環境を計画的に整備するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。
- ◇透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、安全安心課、土地対策課、相談・情報課の7課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害時等の危機管理、⑦安全安心のまちづくり、⑧公共用地取得、⑨市民相談、⑩情報公開・個人情報保護、など幅広い業務に取り組んでいます。

2 部の経営資源（平成26年4月1日現在）

職員数

- ・総務部職員 54 人
- ・職員比率（正規職員） 総務部 54 人／市職員 993 人 職員比率 約 5.4%

予算規模

- ・平成26年度総務部予算額
一般会計 13,900,464,000 円 （人件費9,687,051,000円を含む。）
そのうち人件費を除く事業費予算額
一般会計 4,213,413,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇政策法務力の充実強化

条例等の立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な研修の実施により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務力の充実に努めます。

◇職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、継続的に職員定数の見直しと職員の適正配置を行うとともに、優秀な人材を確保し、組織力の維持向上を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、各主管課においてより徹底した時間外勤務の自主管理を行い、職員の時間外勤務縮減に取り組むとともに、職員の総合的な健康管理の推進に努めます。

◇入札制度等の見直し

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しを行います。

◇市民と地域の防災力向上と市等の震災等災害時活動態勢の強化・確保

震災等災害時の被害を最小限に食い止めるため、防災出前講座の実施や生活支援設備の整備などにより、市民と地域の防災力を高めるとともに、事業継続計画〔震災編〕の見直し・検証、災害対策本部運営訓練や防災関係機関連携訓練の実施などにより、市及び防災関係機関の震災等災害時活動態勢の強化・確保を図ります。

◇安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させます。また、「振り込め詐欺」をはじめとした犯罪被害防止に向けた対策を三鷹警察署と連携して推進するとともに、適正に管理されていない空き家等の対策に取り組めます。

◇社会保障・税番号制度を踏まえた個人情報保護制度の整備

社会保障・税番号制度の導入に向けて、個人情報保護制度を適切に運用するため、市における

実績や現状、国・東京都等の動向等を踏まえて、個人情報保護条例の見直し等の個人情報保護制度の整備に向けた検討を行います。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 市民の自助と地域の共助の強化等による防災力の向上（防災課）（「ゼロ・アップ創造予算」該当事業を含む）

当初計画

より実践的かつ効果的で小規模な自主防災訓練（ミニ防災訓練）の実施、積極的な防災出前講座の開催等により、市民の自助と地域の共助を強化し、防災力の向上に取り組むとともに、生活支援施設の拡充を図ります。また、NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構と連携して、市民による地域の防災リーダー育成に努めます。

目標指標

ミニ防災訓練及び防災出前講座を計40回以上実施するとともに、生活支援施設を3箇所整備します。防災出前講座の講師養成講座を開催します。

達成状況

市民の要望に応じた防災出前講座及びミニ防災訓練を63回、のべ約4千人の参加により実施し、市民一人ひとりの自助と共助の防災力の向上に取り組みました。

また、災害時在宅生活支援施設を三鷹台児童公園、中原青少年広場、東野児童公園の3か所整備するとともに、三鷹ネットワーク大学推進機構と連携して防災リーダー養成講座を2月1日（日）に自主防災組織や消防団等から32人の参加を得て開催し、防災出前講座の講師養成等を行いました。

2 防犯カメラの設置や「空き家」の適正管理等による安全安心のまちづくりの推進（安全安心課）

当初計画

市内における犯罪の抑止と防犯力の向上を目的とし、商店会や町会などの地域団体が連携して行う防犯カメラの設置事業の支援を行います。

また、空き家の適正管理を進めるため、平成25年度に設置した「空き家等の適正管理プロジェクト・チーム」の検討を踏まえ、引き続き、庁内連携を強化するとともに、国の動向を注視しながら条例制定も視野に入れて空き家対策に取り組みます。

目標指標

街頭防犯カメラの設置 4地区36台をめざします。

達成状況

井の頭公園通り商店会8台、井の頭公園駅前商店会9台、ことぶき商栄会（野崎地区）6台、三鷹駅南口周辺地区防犯カメラ設置協議会8台増設、五小通り商栄会3台の5地区から防犯カメラ設置補助申請があり、合計で34台設置され、市内の街頭防犯カメラは101台（教育委員会が北野小学校周辺に設置した5台を含む。）となりました。

防犯カメラの設置拡充に向けて、町会・商店会等を対象に防犯カメラの果たす犯罪抑止効果について地域の理解を得るよう、引き続き三鷹警察署と連携して啓発を進めます。

3 防災関係機関連携訓練の実施等による公助の強化（防災課）

当初計画

災害時応援協定締結機関等と関係機関連携訓練を実施し、市と防災関係機関による公助連携を強化するとともに、事業継続計画[震災編]の見直し・検証、災害情報システムの運用、災害対策本部運営訓練等を実施し、市職員の危機管理能力の強化及び市組織の初動態勢の確保等を図ります。

目標指標

関係機関連携訓練及び災害対策本部運営訓練を実施します。

達成状況

災害時応援協定締結機関等との連携による関係機関連携訓練の実施により、市と防災関係機関等の連携強化を図るとともに、今回初めて、帰宅困難者対策や災害医療対策実施本部の設置・運営等に関する災害対策本部の運営訓練を同時実施し、市組織の災害時活動態勢の強化を図りました。また、平成26年に市内で発生した大雨・降雹・大雪の被害や広島県で発生した土砂災害の教訓を踏まえ、三鷹市地域防災計画〔風水害編〕の見直しを行い、風水害対策の態勢強化を図りました。

事業継続計画〔震災編〕について、非常時優先業務の見直しを含めた事業継続マネジメントシステムの推進体制（案）を作成しました。災害情報システムは、試験運用を通じて明らかになった課題等に係る検討を行っており、継続して効率的な運用に向けた調整を進めています。

4. 上連雀分庁舎（仮称）整備事業の推進

（契約管理課、都市再生推進本部事務局、障がい者支援課、緑と公園課）

当初計画

老朽化した第二分庁舎について、耐震性の確保と利便性向上を図るため、平成25年度に作成した「上連雀分庁舎（仮称）整備に向けた基本的な考え方」に基づき、上連雀分庁舎（仮称）として整備を進めます。整備にあたっては、庁内関係部署と連携し、関係団体との調整を図ります。

目標指標

平成27年度の建替工事の着工、平成28年10月の完成に向けて、第二分庁舎の解体工事設計及び上連雀分庁舎（仮称）の建設工事設計を行います。

達成状況

関係部署と連携し、利用団体と調整を行いつつ、第二分庁舎解体工事設計業務及び上連雀分庁舎（仮称）建設工事設計業務を完了しました。第二分庁舎解体工事については、上連雀分庁舎（仮称）の平成28年8月完成をめざして関係部署及び利用団体と調整を行い、工事に伴う近隣への住民説明会を開催し、平成26年度末に着手しました。

5. 社会保障・税番号制度への対応（相談・情報課、政策法務課）

当初計画

社会保障・税番号制度の導入に向けて、個人情報保護制度を適切に運用するため、市における実績や現状、国・東京都等の動向等を踏まえて、個人情報保護条例の見直し等の個人情報保護制度の整備に向けた検討を進めます。

目標指標

個人情報保護制度の整備に向けた検討を進め、課題の整理・対応を図ります。

達成状況

個人情報保護制度の整備については、個人情報保護委員会の審議事項に特定個人情報保護評価に関することを加えるなどの個人情報保護条例の一部改正を実施するとともに、特定個人情報保護に関する条例整備に向けた検討を行いました。また、個人情報保護委員会に部会を設け、住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価（第三者点検）を行いました。

個人番号利用条例等の整備については、番号法施行に伴う条例等整備に関する調査を実施し、各課の個人番号利用等の意向を確認しました。

また、上半期には「社会保障・税に関わる番号制度検討チーム」の個人情報保護WG及び条例改正WGにおいて、個人番号利用条例等の整備についての検討を進め、下半期には番号制度推進

本部事務局と連携して国・東京都・近隣市等の動向の確認等を実施しました。

6 人財育成システムの検証と改善(職員課)

当初計画

平成 25 年 8 月に改定した三鷹市人財育成基本方針に基づき、人財育成システムの継続的な見直しと適正な運用を図ります。人事制度・職員研修の検証と改善を進めるとともに、組織的な人財育成を推進し、「職員力」の向上を図ります。

目標指標

人事制度・職員研修の検証と改善を図ります。

達成状況

人事考課制度については、被考課者は目標設定（期首）と結果の振り返り（期末）の 2 回自己申告するとともに、考課者による面談を期首と期末に実施することとし、一層、人財育成に活用できるように改善を図りました。

○ J T 研修において、新任職員、チューター（指導者）に対してだけでなく、所属長・係長に対しても研修を実施することで、組織的な人財育成を推進しました。

職員研修については、各職場の研修推進員とのヒアリングを通じて、充実すべき研修や研修内容への意見などの把握を行いました。今後、対応すべき内容等の整理を行い、各職場の職員ニーズに対応した研修の実施をめざしていきます。

7 ワーク・ライフ・バランスの推進及び時間外勤務の縮減(職員課)

当初計画

職員の時間外勤務の縮減と、職員の健康管理の推進の両面から、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

各課における時間外勤務時間縮減の目標設定ときめ細かな自主管理を進め、時間外勤務時間の縮減を図るとともに、年次有給休暇の取得を促進します。

また、過重労働による健康障がいを防止するため、過重労働対象職員及び所属長に対して産業医との面談を実施するなど、職員の健康管理に努めます。

目標指標

時間外勤務時間数を、104,000 時間以内に縮減します。

達成状況

各課において時間外勤務の進行管理を行ったものの、平成 26 年度時間外勤務時間数は、目標時間数を約 9,000 時間上回り、目標を達成することはできませんでした。これは、子ども・子育て支援新制度・番号制度・衆議院の解散などへの対応が主な要因と考えられます。

全庁的な時間外勤務縮減の取り組みについては、水曜日に設定している完全一斉定時退庁日や進行管理を一層推進し、今後も、時間外勤務縮減の取り組みの周知を図るとともに、産業医面談を通じた健康管理に取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

8 無作為抽出方式による市民会議、審議会等への市民参加の推進(職員課)

当初計画

平成 24 年度及び平成 25 年度に作成した無作為抽出方式による公募委員候補者名簿の有効期間の満了に伴い、新たな名簿を作成します。名簿から公募委員を選任するとともに、市民会議等における公募枠の設置を徹底するなど、市民会議等への市民参加を推進します。

目標指標

公募枠設置可能な市民会議等における公募枠について、100%設置を維持します。

達成状況

新たな公募委員候補者名簿を作成するため、無作為抽出方式による 1,000 人の市民に登録の依頼文を送付し、そのうち 87 人の方に同意をいただきました。また、公募枠設置可能な市民会議等における公募枠について、100%設置を維持しました。

これまで市政に参加する機会の少なかった市民を含め、広く多様な意見を市政に反映させていけるよう市民参加を推進していきます。

9 条例等の適切な制定・改正・運用など政策法務力の向上（政策法務課）

当初計画

条例等の立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な政策法務研修の実施により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務力の充実を図ります。また、地方分権による「義務付け・枠付け」の見直しや国の制度改正等に的確に対応するために、各部課と協力して必要な条例・規則等の整備を計画的に進めます。

目標指標

政策法務研修の定期的な実施により、政策法務力の向上を図ります。

達成状況

「事例から学ぶ住民訴訟—訴訟と日常業務との関係」と「行政指導の基礎～その行政指導、アウトカセーフか」をテーマとして政策法務研修を 2 回実施し、政策法務力の向上を図りました。また、文書実務基礎研修を 2 回実施するとともに、文書審査及び指導能力の向上を図る法制執務基礎研修「法令の読み方入門」を実施しました。

地方分権による「義務付け・枠付け」の見直しや国の制度改革等への対応については、子ども・子育て支援法や介護保険法の関係条例等の改正をはじめ、各種の条例改正等を行いました。

10 職員定数の見直しと適正配置（職員課）

当初計画

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の見直しと職員の適正な配置を推進するとともに、組織力の継続的な維持向上を図るため、職員採用試験の実施方法等を検討し、より優秀な人財確保に努めます。また、雇用と年金の接続を踏まえつつ、職員の知識・経験・技術を継承・活用するため、再任用職員の適正な配置を進めます。

目標指標

各部ヒアリングに基づき職員定数の見直しを実施し、適正な職員定数とするとともに、組織力の維持向上に必要な職員の採用と再任用職員等の適正配置を行います。

達成状況

職員の普通退職等に対応するため、通常の採用試験に加え、1 月に一般事務（経験者採用）、保育士、保健師、土木技術（経験者採用）、建築技術（経験者採用・一般採用）を行い、人財の確保を図るとともに、定年退職職員を再任用し、専門性の確保、組織力の維持向上を図りました。

職員定数については、学校給食調理業務の委託化等により削減を図る一方、番号制度への対応、生活保護支援体制の強化などのため、定数増を行い、行政サービスの維持向上を図りました。

11 入札制度等の継続的な見直し（契約管理課）

当初計画

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度の継続的な見直しを行います。

また、平成 26 年 4 月より運用を開始した、三鷹市小額契約受注希望者登録制度の活用を図ります。

目標指標

入札制度の継続的な見直しを行うとともに、三鷹市小額契約受注希望者登録制度の活用を図ります。

達成状況

三鷹市小額契約受注希望者登録制度について、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、33 事業者の登録がありました。また、平成 26 年 8 月と平成 27 年 1 月に庁内アンケートを実施し、制度の周知を図るとともに登録リスト掲載内容の充実を図りました。

また、三鷹市プロポーザル方式実施ガイドラインの制定、三鷹市総合評価方式実施ガイドラインの見直しを行いました。

市民部の「運営方針と目標」の達成状況

市民課 市民税課 資産税課 納税課 保険課

市民部長

佐藤 好哉

市民部調整担当部長

岡本 弘

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇窓口での手続きや制度変更に関して、市民への分かりやすい説明や行政手続きの電子化に努め、迅速で質の高い市民サービスを提供することにより、市民満足度の向上に努めます。

◇自治体経営の基盤である財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の収入の確保に努めます。

◇国民健康保険財政の健全化に努めます。

各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①戸籍、住民記録、国民年金等の業務及び市政窓口の運営、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税等の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

2 部の経営資源（平成26年4月1日現在）

職員数

・市民部職員 126 人

・職員比率（正規職員） 市民部 126 人 / 市職員 993 人 職員比率 約 12.7%

予算規模

・平成26年度市民部予算額

一般会計 2,415,371,000 円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 412,336,000 円

・国民健康保険事業特別会計 17,449,865,000 円

・後期高齢者医療特別会計 3,657,006,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

- ◇窓口サービスの質の維持向上に向けた取り組みを推進するとともに、コンビニ交付等の利用拡大を図ります。
- ◇市歳入の根幹である市税等の収入の的確な把握と収納率の一層の向上を図ります。
- ◇国民健康保険財政の健全化を図ります。
- ◇市税等の債権管理の適正化を進めるため、債権管理マニュアルの整備に取り組みます。
- ◇社会保障・税番号制度の運用開始に向けて、個人番号の付番及び通知、個人番号カードの発行等業務についての検討と準備に取り組みます。
- ◇生活習慣病の予防・改善を進めるため、特定健康診査・特定保健指導を着実に実施するとともに、実施率の向上に取り組みます。
- ◇市政窓口の効率的運営に向けた取り組みを推進するとともに、市政窓口を活用した市民サービスのあり方について、必要な課題を整理しながら検討を進めます。

個別事業とその目標 (個別事業の掲載は、重点課題順になっています。)

1 窓口サービスの質の維持向上（部内全課）

当初計画

各課窓口における日常的なスキルアップの取り組みのほか、窓口対応に関する職場研修を実施し、窓口サービスの質の維持向上を図ります。

また、窓口における職員の対応について市民の満足度を検証するため、市民満足度調査を実施します。

あわせて、市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、社会保障・税番号制度の動向を注視しながら、コンビニ交付と自動交付機の利用拡大に向けて、市民への周知に努めます。

目標指標

市民満足度 94%をめざします。

達成状況

平成 25 年度に引き続き、再任用職員を含む全職員を対象とした市民部合同接遇研修を実施しました。今年度は 49 人の職員が参加し、これにより前年度と合わせてほぼ全ての職員の受講が完了しました。

市民満足度調査も例年どおり実施し、満足度 95.7%という結果を得ました。

コンビニ交付と自動交付機の利用拡大に向けて、広報みたかやホームページでの周知を行った結果、コンビニ交付は前年度の件数を上回り、自動交付機による件数はほぼ横ばいとなりましたが、コンビニ交付と自動交付機で発行可能な証明書については、窓口での交付が 49.5%、コンビニと自動交付機からの交付が 50.5%という割合となりました。

2 市税等の収入の把握と収納率の向上（市民税課、資産税課、納税課、保険課）

当初計画

厳しい財政状況の中で市財政の健全性を維持するため、歳入の根幹である市税等の収入を的確に把握するとともに、納付の利便性向上に取り組み、きめ細かな納税相談と滞納整理の強化に努め、収納率の一層の向上を図ります。

目標指標

予算達成率^(*)100%、現年課税分の市税収納率^(*)98.9%、保険税収納率 92.5%、後期保険料収納率 99.4%をめざします。

(*) 予算達成率 = (決算収入額 ÷ 予算現額) × 100

(*) 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

達成状況

市税収入の把握にあたっては、各種の統計情報、経済情勢に関する情報などを収集し、よりの確な把握に努めました。本年度の市税収入は、一部法人の業績回復による法人市民税の増等により、当初予算と比較して 19 億 5,600 万円余の増となりました。

市税の現年課税分収納率は、99.1%となり、平成 25 年度現年課税分収納率 99.0%に対し 0.1 ポイントの増となりました。また、全体の収納率は 97.0%となり、平成 25 年度市税収納率 96.1%に対し 0.9 ポイントの増であり、予算達成率は、100.7%となりました。

国民健康保険税の現年課税分収納率は、93.1%となり、平成 25 年度現年課税分収納率 92.2%に対し 0.9 ポイントの増であり、予算達成率は、99.8%となりました。

後期高齢者医療保険料の現年課税分収納率は、99.4%となり、平成 25 年度現年課税分収納率 99.4%と同じ数値であり、予算達成率は、102.8%となりました。

なお、平成 26 年度新規事業として、遠隔地滞納者現地調査、キャッシュカードによる口座振替登録サービス、後期高齢者医療保険料のコンビニ収納を実施しました。

3 国民健康保険財政の健全化（保険課）

当初計画

国民健康保険財政の健全化を図るため、医療費等の適正化を推進し、一般会計からの繰入金削減に努めます。そのため、国民健康保険加入者の健康課題の把握に努めるとともに、ジェネリック医薬品の利用促進と医療費通知による意識啓発に取り組みます。

あわせて、国の動向を見極めながら、国民健康保険税負担のあり方について、必要な検討と対応を行います。

目標指標

ジェネリック医薬品普及率 42%（数量ベース）をめざします。

達成状況

ジェネリック医薬品利用差額通知を送付するとともに、40 歳以上の国民健康保険加入者にジェネリック医薬品希望シールを特定健康診査受診票に同封して配布し、ジェネリック医薬品の利用促進を図りました。ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）は、平成 26 年 12 月診療分で目標値 42%を上回る 47%となっており、着実に切り替えが進んでいます。

医療費通知は、平成 26 年度から送付回数を年 3 回とし、加入者の健康意識啓発に努めました。

国の改定に合わせて平成 27 年度の国民健康保険税の均等割額軽減判定所得を改定し、きめ細かな低所得者対策を実施しました。

4 市債権管理の適正化（納税課）

当初計画

市税等の債権管理の適正化を進めるため、前年度までの庁内プロジェクト・チームでの検討の成果を引き継ぎ、債権管理マニュアルの整備に取り組みます。

目標指標

債権管理マニュアルの整備を進めます。

達成状況

平成 26 年 9 月に債権管理・回収業務を所管する庁内各部署の担当者等が出席する債権管理・回収業務庁内連絡会を開催し、「平成 25 年度債権管理・回収プロジェクト・チーム報告書」の説明と各部署の具体的な債権管理・回収業務の取組事例の報告を行い、業務マニュアルの見直し・整備に取り組むことを確認しました。

その後、同年 12 月に各部署の債権管理・回収業務の実態と業務マニュアルの見直し・整備状況を把握するためのアンケート調査の実施により、取り組みの進展が確認されました。

5 社会保障・税番号制度への対応（市民課）

当初計画

社会保障・税番号制度の運用開始に向けて、住民記録システムの改修とその検証を実施するとともに、平成 27 年 10 月の個人番号の付番及び通知に向けた準備に取り組みます。

また、平成 28 年 1 月から開始する個人番号カードの発行と交付業務について、業務量を勘案した適切な業務実施形態の検討を行うなど、その準備に取り組みます。

目標指標

個人番号の付番及び通知、個人番号カードの交付に向けた準備を進めます。

達成状況

番号制度に円滑に対応するため、住民記録システムの改修とその検証を実施しました。

また、職員に対して制度の概要や基本的な方針についての研修を行うなど、運用の開始に向けた準備を開始しました。

個人番号の通知後の市民対応や、1 日当たりの番号カードの交付可能枚数等を想定しながら業務の実施形態の検討を行いました。

6 特定健康診査・特定保健指導の推進（保険課）

当初計画

生活習慣病の予防・改善を進めるため、第二期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導を着実に実施するとともに、実施率の向上に取り組みます。

目標指標

特定健康診査の実施率 54%、特定保健指導の実施率 53%をめざします。

達成状況

特定健康診査・特定保健指導については、未受診者への個別勧奨通知、受診啓発のための広報、ポスターの掲示、横断幕の設置などを実施し、それぞれの実施率の向上を図りました。

特定健康診査実施率は、第二期特定健康診査等実施計画で定めた目標値 54%に対し、実績は 52.3%（速報値）と目標には達しませんでした。過去最高の実施率となる見込みです（平成 27 年 11 月確定予定）。

特定保健指導実施率は、目標値 53%に対し、ほぼ目標どおりの実施率となる見込みです（平成 27 年 11 月確定予定）。

7 市政窓口を活用した市民サービスのあり方の検討（市民課）

当初計画

市政窓口の窓口業務の民間委託化による結果を分析し、効率的運営に向けた取り組みを推進します。

また、市政窓口を活用した市民サービスのあり方について、社会保障・税番号制度の動向や市民ニーズを把握しながら課題等の整理・検討を進めます。

目標指標

市政窓口を活用した市民サービスのあり方について、課題等の整理・検討を進めます。

達成状況

市政窓口連絡会を毎月開催し、各市政窓口の運営状況を確認するとともに、課題等を洗い出し、関係各課と連携を図りながら、その検討と解決に努めました。

窓口業務の委託先である(株)まちづくり三鷹から市民課総合窓口での社員研修を受け入れ、市政窓口との相違点や市政窓口での課題等のヒアリングを実施しました。

また、番号制度の動向を見据え、市政窓口の職員（委託会社の従事者を含む。）を対象とした制度の概要や基本的な方針についての研修会を開催しました。

生活環境部の「運営方針と目標」の達成状況

コミュニティ文化課

環境政策課

ごみ対策課

生活経済課

生活環境部長

清水 富美夫

生活環境部調整担当部長

宇山 正幸

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした快適なコミュニティの形成や、NPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興など、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。
- ◇商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。
- ◇消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課の4課で構成され、①市民活動の支援、協働の推進、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源（平成26年4月1日現在）

職員数

- ・生活環境部職員 47人
- ・職員比率（正規職員） 生活環境部 47人 / 市職員 993人 職員比率 約4.7%

予算規模

- ・平成26年度生活環境部予算額
一般会計 4,123,404,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の振興

コミュニティを基調とした防災・環境保全等をはじめ、市民生活と密接に関わりのある市民活動を支援するため、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進します。また、これまでのコミュニティの醸成を基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方をめざすコミュニティ創生の取り組みを推進していきます。

芸術文化の振興については、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりをめざして、太宰治をはじめとし、山本有三や竹久夢二など三鷹ゆかりの文化人を顕彰するとともに、まち全体が活性化する協働型の芸術文化のまちづくりを推進します。

◇持続可能な都市を実現するための環境施策の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球環境問題まで複雑で多様化しています。環境基本計画 2022 に基づき、持続可能な社会の形成に向け、省エネルギー対策や新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大に取り組みます。また、事業者を対象としたエコタウン開発奨励制度を推進するなど、エネルギーの有効利用を進める地域を創造し、環境負荷の少ないサステナブル都市の実現に向けた政策を推進します。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や監視測定、指導体制等を一層整備していきます。

さらに、公共施設等での空間放射線量の測定を継続します。

◇ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者及びごみ減量等推進会議委員と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりを推進します。

また、環境センターの跡地の利活用について、循環型社会の推進に向けた施設等整備を含めた跡地利用の調査・研究を行っていきます。

いわゆる「ごみ屋敷」を解消し、地域の生活環境を保全するための方策の検討を行います。

◇産業振興と生活者支援の推進

産業振興計画 2022 に基づき、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働でSOHO事業者、ものづくり産業を含めた価値創造都市型産業の振興及び都市農業の環境変化に対応し、農業者、市民、市が協働で「農のあるまちづくり」の推進を図るとともに、産業観光の取り組みなど観光と産業の連携や買物支援の取り組みの充実を進め、賑わいの創造を推進します。なお、今後予定される大規模な土地利用転換については、関係部署と連携して効果的な施策を検討します。

また、昨今の景況は上向きつつあるといわれているものの、足元の景気動向はまだ不安定であること等を考慮し、セーフティーネット保証制度等の認定事務を適正に実施するとともに、雇用確保や就労支援にも努めます。さらに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に推進するとともに、消費者教育の充実を図るため、市内公立小学校の5年生に向けた出前授業や地域包括支援センター等への出前講座を実施します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1コミュニティ創生の推進（コミュニティ文化課）

当初計画

平成23年度の「コミュニティ創生研究会」の研究報告、平成24年度及び平成25年度の検討プロジェクト・チームによる報告を踏まえ、住民同士の支え合いによる新たな「共助」と協働により、地域の関係性の希薄化などの多様な課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みについて、プロジェクト・チームを再編して推進していきます。

今年度は、要援護者支援事業や地域ケア事業等の自助や共助の取り組みの支援に、総務省ICT街づくり推進事業として行った多職種連携システム事業とスポーツを通じたコミュニティ創生事業などを加えた事業をプロジェクトの対象主要事業として定めます。また、こうした主要事業において、関係セクション間の実践的連携、市民間のしなやかな連携と多層・多層的なネットワークの形成を進め、地域の絆づくりや地域交流の活性化の実現に必要な具体的方策について研究します。

さらに、各住民協議会で取り込まれる「これからのコミュニティの在り方検討委員会」と歩調を合わせながら連携し、協働によるコミュニティ創生に取り組みます。

目標指標

「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」を再編し検討を進め、年度末に報告書を作成します。

達成状況

プロジェクト・チーム会議において、地域の担い手に係る人財育成、人財発掘、他団体との連携等について検討を行いました。また、新たにワーキング・チームを編成し、地域の担い手に係る人財育成等について関係各課に現状等を確認するとともに、担い手の高齢化・固定化などの課題について整理を行い、地域の絆づくりや地域の活性化の実現に必要な方策等を報告書にまとめました。

なお、昨年度に引き続き、三鷹市井の頭地区住民協議会が実施する「多世代交流事業」に助成金を交付し、住民協議会活性化事業の支援を行いました。「多世代交流事業」では、生き物の観察会や子どもの居場所作り等を実施し、子どもから高齢者まで来館者数が増加しました。

2ものづくり産業等の集積・強化及び都市型産業誘致の推進（生活経済課）

当初計画

東京都の「創造的都市型産業集積促進助成事業」及び「ものづくり産業集積強化支援事業」の補助金を活用します。SOHO事業者に対する支援として、インキュベーション・マネージャーの育成、コワーキング、シェアオフィスを含めた施設整備に対する補助、ミタカフェの運営など引き続き一体的に支援をしていきます。ものづくり産業に対する支援としては、市内事業者の移転に係る費用の補助、周辺環境と調和を図るための工事に係る補助、産業プラザ地下1階の精密測定機械室の機器更新などを行います。日本無線三鷹製作所の跡地における市内事業者の操業支援に向けて企画部と連携して取り組みを進めます。

「三鷹市都市型産業誘致条例」のPR・周知活動により、市内への優良企業の誘致を推進します。また金融機関や不動産事業者などとのネットワークを強化し、市内の土地情報や空き事務所情報等の共有を進めます。

目標指標

SOHO施設整備補助金利用 3施設 集積促進事業補助金利用 3社 都内ものづくり企業立地継続支援事業補助金利用 4社 指定企業・指定誘致協働事業者 各2社をめざします。

達成状況

ものづくり産業等の集積・強化事業については、ものづくり企業立地継続助成金を活用し1社が防音工事を行いました。ものづくり産業集積促進事業助成金の利用はありませんでしたが、次年度に向けて商工会の工業部会等へ周知し、PRを推進します。

都市型産業誘致促進事業については新たに2社を指定しました。また指定誘致協働事業者として1社を指定しました。

SOHO集積強化推進事業については施設整備事業の利用者はいませんでした。

ミタカフェ運営については、順調に運営し、昨年度より利用者が増加しました。また、産業プラザ地下1階の精密測定機械室機器を更新し、利用者の利便性向上を図りました。

3 農業公園の機能拡充による農のあるまちづくりの推進（生活経済課）

当初計画

市民が農業について学び、体験し、交流できる総合的な拠点として、平成16年4月1日に開園した農業公園が10周年を迎えるにあたり、記念事業を実施するとともに、東京都の補助金を活用して実習農園の整備を行うなど、農業公園運営懇談会の検討を踏まえて、農業公園機能の拡充に取り組みます。

目標指標

農業公園運営懇談会を5回開催し、事業内容の検討を進め、記念事業を実施するとともに、実習農園2か所の整備、拡充を図ります。

達成状況

農業公園運営懇談会については、記念事業検討部会の開催も含めて7回開催し、記念事業の開催や整備工事の実施に向けて、十分な検討を行いました。

記念事業については7月5日に開催し、多くの市民のみなさんに参加いただき、農業や緑を通じた交流を深めることができました。

実習農園の整備については、運営懇談会での意見等を十分に盛り込むとともに2か所の工事を行い、新たに果樹や野菜などを混植した実用と草花鑑賞の両目的を兼ね備えたポタジェでの利用実施をするなど、農業公園機能の拡充を図りました。

4 エコタウン開発奨励制度の推進（環境政策課）

当初計画

平成25年度にサステナブル都市の実現に向けた取り組みの一つとして、開発事業者を対象とした「エコタウン開発奨励制度」を創設し、「(仮称)三鷹市大沢三丁目計画」と「(仮称)三鷹市中原一丁目プロジェクト」の2件のエコタウン認定を行いました。

平成26年度は、引き続き対象となる大規模開発事業に対し、積極的に情報提供を行い、環境配慮型住宅の形成を奨励し、サステナブル都市の実現をめざします。

目標指標

2件のエコタウン開発認定をめざすとともに、省エネルギーや新エネルギー等（再生可能エネルギー）の利用拡大を支援し、エネルギーの有効利用と地球温暖化対策を推進します。

達成状況

平成26年度は、認定条件に該当する開発事業がなかったためエコタウン認定の実施がありませんでしたが、平成25年度までのエコタウン認定により、環境配慮型住宅群が形成され、点在する個々の設備導入から開発地域全体の面への広がりが進みました。平成25年度に認定した2件については、順調に建設が進み、うち1件の認定事業者（中原1丁目プロジェクト）に対し戸別プレートを授与しました。

その他、2件の認定事業者に対しアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、事業継続に向

けた検討を行いました。

また、エネルギーの有効利用と温室効果ガスの削減、周辺への啓発、環境意識が高い消費者の誘導及び経済の活性化等、複数の視点での効果が得られ、市と事業者との協働によるまちづくり等サステナブル都市の実現を進めました。

5 三鷹台団地周辺子育て支援施設等整備事業の推進（三鷹台地区公会堂の整備及び牟礼地区公会堂の設計）（コミュニティ文化課）

当初計画

三鷹台地区公会堂の整備については、平成 25 年度に実施している設計業務や利用者の意見を反映しながら、地区公会堂、五小児童保育所及び障がい児通所サービス施設を集約した複合施設を整備します。旧三鷹台保育園舎（三鷹台地区公会堂併設）の解体後、整備工事に着手し、平成 27 年 3 月から施設利用を開始します。

また、牟礼地区公会堂の設計については、地区公会堂と災害対策備蓄倉庫を集約した複合施設の整備に向けた設計業務に取り組み、同じ敷地内に統合保育園が整備されることから、多世代の交流の場としても機能する施設整備をめざします。なお、施設整備は平成 27 年度を予定しております。

目標指標

三鷹台地区公会堂は、平成 26 年度内に新築工事を完了することを目標とし、牟礼地区公会堂は、平成 26 年度内に設計業務の完了をめざします。

達成状況

（新）三鷹台地区公会堂について、工事は予定どおり進み、新築工事が完了しました。また、関係部署で連携を図り、開所式及び内覧会を開催しました。なお、平成 27 年 4 月 1 日からの利用開始に向け、備品の購入、三鷹市地区公会堂条例施行規則の改正も行いました。その他、利用開始に先立ち、利用者の利便性向上のため、三鷹台地区公会堂の予約専用電話を設置しました。

（新）牟礼地区公会堂について、設計業務が完了しました。また、地域住民向けに平成 27 年度から開始する解体工事の説明会を実施しました。今後も、地域住民への情報交換や意見交換を丁寧に行いながら、平成 28 年 3 月の完成をめざします。

6 コミュニティ・センターの空調設備改修及び耐震補強の実施（コミュニティ文化課）

当初計画

三鷹駅前コミュニティ・センターの空調設備は、平成 5 年の開館以降、20 年が経過し老朽化が進んでいることから、全館の空調設備の改修を行い、設備機能の充実を図ります。

また、牟礼コミュニティ・センターについては、平成 25 年度に実施している体育館の耐震補強工事に続き、平成 26 年度は、経年劣化が進んでいるプールサイド及びプール更衣室の改修を含め、本館の耐震補強工事を行い、災害に強いまちづくりを推進します。

目標指標

三鷹駅前コミュニティ・センターは空調改修工事を実施し、年度内の工事完了をめざします。牟礼コミュニティ・センター本館の耐震補強工事を実施し、11 月の工事完了をめざします。

達成状況

三鷹駅前コミュニティ・センター空調設備改修工事については、予定どおり年度内に工事が完了し、センター内の良好な空調環境及び管理が維持できるようになりました。また、利用者に不便が生じることはないよう、フロア毎に工期をずらすことにより、全面休館することなく改修工事を実施しました。良好な空調環境により、利用者の利便性向上を図ることができました。

牟礼コミュニティ・センター本館耐震補強等工事についても、本館部分の耐震補強やプールサイドの改修を行い、予定どおり 11 月に工事が完了しました。また、利用者の利便性を優先するた

め、休館することなく工事を実施しました。

7 「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた事業の検討（環境政策課）

当初計画

平成 23 年度に三鷹まちづくり総合研究所に設置した「サステナブル都市三鷹研究会」の報告を受け、平成 24、25 年度で「サステナブル都市三鷹」の実現に向け研究を推進してきました。

平成 26 年度は、平成 25 年度に提案を行った 2 件のサステナブル政策事業「まちなかグリーンベルト創出事業」「地域経済循環システム構築事業」について事業化をめざし、継続検討を進めます。また、新たなサステナブル政策事業の検討を進めるとともに、各部等が自主的にサステナブル政策事業を検討・推進する仕組みを検討します。

目標指標

サステナブル政策事業の事業化に向けた検討を進め、3 月に報告書をまとめます。

達成状況

サステナブル都市政策検討チームを再編し、各ワーキング・チームにおいてサステナブル政策事業の検討を行いました。

継続事業として①「まちなかグリーンベルト創出事業」②「地域経済循環システム構築事業」、新規事業として③「スマートコミュニティ推進のためのサイクルシェア事業」④「市民協働型グローバル観光化推進事業」、その他の事業として⑤「再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業」の検討を行い、事業化に向けた提案を含め、報告書にまとめました。

8 買物環境の整備（生活経済課）

当初計画

引き続き買物支援モデル事業を実施します。実施にあたっては市や関係団体で組織した買物支援事業本部の支援の下、公募等によって選定された協議会（商店会単位）が各地域の特性にあわせて検討した事業実施を推進します。また、平成 25 年度、新川・中原地区で作成した宅配事業を行う店舗リストについて、他の地区への拡充を図ります。なお経費については、一般財源に加えて、東京都の「緊急雇用創出事業臨時特例補助金」を活用します。

目標指標

買物環境の整備を通じて、地域商店会の活性化と消費者の利便性の向上を図ります。

達成状況

買物支援モデル地区については、大沢下原商店会と山中商栄会の 2 地区が新たに加わり、13 商店会（12 協議会）での実施となりました。新たに加わった 2 地区で、宅配等のサービスを集約した冊子を作成し、周辺住民への配布を行い、商店会の認知度アップと消費者の利便性の向上を図ることができました。また、山中商栄会では、市内で初めて大型店舗と連携し、利用者の拡大等利便性の向上を図りました。

次年度以降も引き続きモデル地区の増加に努めるとともに、地区特性に応じた買物環境の整備を推進します。

9 環境センター跡地の利活用の研究（ごみ対策課）

当初計画

環境センターの跡地利用について、循環型社会の推進に向けた施設等の整備を含めた跡地利用の課題等の抽出など調査・研究を行います。

目標指標

環境センター跡地の利活用の調査・検討を行います。

達成状況

平成 26 年度は環境センター施設解体後の跡地の利活用について、課題に関する検討事項の洗い出しを実施し、利活用に向けた当面のスケジュールを作成しました。また、都市再生の観点による関係部署との庁内検討会議を実施し、跡地の利活用における方向性について検討しました。

10 竹久夢二顕彰事業の実施（コミュニティ文化課）

当初計画

市では、竹久夢二の作品等を、三鷹市在住で夢二と親交のあった故高相利郎氏から寄贈され、数多く所蔵しています。平成 26 年に生誕 130 年、没後 80 年を迎えることから、三鷹市所蔵の直筆書簡等資料を公開するとともに、(公財)三鷹市芸術文化振興財団と協働で、8 月 30 日から 10 月 19 日まで、三鷹市美術ギャラリーにて「竹久夢二展～大正浪漫の恋と文～」(仮称)を開催し、竹久夢二の功績を広く市民に周知します。

目標指標

平成 26 年 8 月 30 日から 10 月 19 日まで「竹久夢二展」を開催し、竹久夢二の功績を広く市民に周知を図ります。

達成状況

竹久夢二展について、三鷹市所蔵の直筆書簡や文などをはじめとする多くの資料を公開し、(公財)三鷹市芸術文化振興財団との協働により開催しました。展示数の豊富さや、竹久夢二展として特色のある「恋文」を中心に展示企画するなど、市内だけでなく市外の方からも好評であり、当初予定していた来館者数(3,800 人)を上回る 4,158 人の方にご来館いただきました。

「文化の薫り高い三鷹」を市内外にアピールするとともに市民にも芸術・文化に触れる機会を提供することができました。今後も、三鷹ゆかりの文化人の顕彰事業を推進していきます。

11 衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討（ごみ対策課）

当初計画

家屋や敷地内にごみ等をため込み、悪臭や害虫を発生させるなど、近隣住民の生活環境に大きな影響を及ぼすため社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」については、多様な検討が必要です。福祉・保健・医療も包含した総合力のある体制が必要であることからプロジェクト・チームを設置し、「ごみ屋敷」を解消するための居住者への支援策等の検討を行い、基本的な方針を策定します。

目標指標

「ごみ屋敷」の実態把握、基本的な方針の策定を行います。

達成状況

当初プロジェクト・チーム検討会議において、ごみ屋敷の対応に係る基本的な方針の策定をめざしましたが、関係部署によるきめ細やかな対応及び調査が必要であるため、基本的な方針の策定ができず、現状の対応状況のとりまとめ及び課題の洗い出しに論点を絞ることに留まりました。

課題集約の結果、ごみ屋敷解決のための庁内連絡会議の設置、ごみ屋敷解決のための具体的支援を図るワーキング・チームの設置等の提言及びごみ屋敷再発防止の支援、条例の必要性等を記載した中間報告書を作成しました。

健康福祉部の「運営方針と目標」の達成状況

地域福祉課

障がい者支援課

高齢者支援課

生活福祉課

健康推進課

北野ハピネスセンター

健康福祉部長

伊藤 幸寛

健康福祉部調整担当部長

濱仲 純子

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民が、地域において、健康で安心して、いきいきと豊かな生活を送ることができるよう、市民・事業者・関係機関等との協働により福祉・保健・医療施策の充実を図り、高福祉のまちづくりを推進します。

具体的には、第4次基本計画や健康福祉総合計画2022に基づく事業実施はもとより、高齢者計画・第五期介護保険事業計画に基づく介護保険事業の適切な運営や、障がい福祉計画（第3期）に基づく障がい者施策の一層の推進に取り組むとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さらには生活保護法等に基づく適切な制度運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の5課と北野ハピネスセンターで構成され、福祉・保健・医療施策の総合的な推進を図るため、①健康福祉施策の企画調整、②地域ケアの推進と地域福祉の人財の養成、③高齢者及び障がい者への福祉サービスの提供と介護保険事業の運営、④生活保護法に基づく援護等、⑤健康づくりと保健事業、⑥心身障がい者（児）の相談・療育・訓練などの業務を行っています。

なお、平成26年度は、暫定的・臨時的な組織として「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施本部事務局」を設置（平成26年3月1日）し、臨時福祉給付金等の支給事業を実施します。

2 部の経営資源（平成26年4月1日現在）

職員数

- 健康福祉部職員 135人
- 職員比率（正規職員） 健康福祉部 135人 / 市職員 993人 職員比率 約13.6%

予算規模

- 平成26年度健康福祉部予算額
- 一般会計 15,456,537,000円
- そのうち特別会計への繰出金を除く事業費
- 一般会計 14,014,887,000円
- 介護サービス事業特別会計 949,634,000円
- 介護保険事業特別会計 11,497,113,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇各個別計画に基づく福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で策定された健康福祉総合計画 2022 はもとより、高齢者計画・第五期介護保険事業計画、障がい福祉計画（第3期）等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、ライフステージの様々な場面での困難に対応できる福祉・保健・医療の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などすべての市民が地域で安心して心豊かに生活できる環境とサービスを整備します。

◇住民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、サポートが必要な高齢者、障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の拡充に努めます。事業の実施にあたっては、見守りネットワーク事業、災害時要援護者支援事業、認知症にやさしいまち三鷹への取り組みなど、地域での支え合いを核とした事業との連携を図り、重層的に取り組むことで、「コミュニティ創生」をさらに進めます。

このほか、引き続き傾聴ボランティア活動の支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター等の養成など地域福祉を担う人財の育成を進めます。

◇各種検診及び予防接種事業の拡充、健康づくり・介護予防事業の充実

がんの早期発見、早期治療に向け、がん予防施策の一層の強化や、がん検診の質の向上、受診率向上等、がん予防に向けた取り組みを受益と負担の適正化を図りながら推進します。

予防接種については、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、国の補助事業等を活用しながら接種費用への助成を行い、接種率の向上を図ります。

また、高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりをめざす健康増進事業を、特定健診・保健指導事業、後期高齢者健診との連携を強化する中で、一層の充実を図ります。

◇障がい者(児)福祉施策の充実

障がい者施策については、障がい福祉計画（第3期）において新たに「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまち」を3番目のビジョンとして掲げています。ビジョンに沿って地域生活移行に向けた環境整備や就労支援など、多様な障がい者自立支援諸施策の充実を進めます。また、市内の民間法人に対して、施設整備や安定した運営等に向けた情報提供及び支援を引き続き行います。

◇セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージのさまざまな場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図ります。生活保護制度の適切な運用や生活困窮者自立支援制度への対応とともに、見守りネットワーク事業等の展開により、セーフティーネット機能のより一層の充実を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 地域ケアネットワーク推進事業の全市展開（地域福祉課）

当初計画

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりをめざし、既存6か所の地域ケアネットワーク（井の頭、新川・中原、にしみたか、東部、連雀、三鷹駅周辺）の活動の充実に向けた支援をするとともに、大沢地区における地域ケアネットワークの設立に取り組み、全市展開を図ります。

設立10周年を迎える井の頭地区については、記念事業等の実施を支援します。また、地域ケアネットワーク相互の情報共有や合同研修等を企画・実施するため、代表者会議を開催します。

福祉人財の養成と活動支援については、地域福祉ファシリテーターや傾聴ボランティアの養成・研修、活動の支援を関係機関等と連携しつつ実施します。

目標指標

地域ケアネットワーク既存6か所の活動支援を継続するとともに、大沢地区での設立に取り組み、全市展開を図ります。設立10周年を迎える井の頭地区において記念事業等の実施を支援します。

達成状況

地域ケアネットワーク既存6か所の活動支援を継続するとともに、大沢地区で「地域ケアネットワーク・大沢」の設立を支援し、地域ケアネットワークが全市展開しました。ケアネット・井の頭では、ケアネット委員をはじめ80人が参加して10周年記念事業が行われ、記念講演会の実施や記念誌の発行などを支援しました。

人財育成については、地域福祉ファシリテーターや傾聴ボランティアの養成講座や研修などを実施しました。特に傾聴ボランティアについては、年度当初102人の登録者を132人に増員し、体制の拡充を図りました。

2 第六期介護保険事業計画の策定（高齢者支援課）

当初計画

平成27年度から29年度までの3か年を計画期間とする第六期介護保険事業計画を策定します。策定にあたっては、平成25年度に実施した高齢者の生活と福祉に関する実態調査の結果を参考にし、検討市民会議の設置やパブリックコメントの実施などにより、幅広い市民参加を図りながら、取り組みを進めます。

目標指標

第六期介護保険事業計画を策定します。

達成状況

策定にあたっては、三鷹市介護保険事業計画検討市民会議を全6回開催しました。市民会議では、「高齢者の生活と福祉実態調査」の結果に基づき三鷹市の高齢者の現状について確認したほか、第五期介護保険事業計画の達成状況、介護保険制度の改正を踏まえて議論・検討を重ね、12月に素案を確定しました。その後、パブリックコメント（3人から13件の意見）を実施し、意見を反映させたのち、健康福祉審議会に計画案を諮問しました。審議会からは諮問案どおりの答申を受け、平成27年3月に本計画を確定しました。

3 三鷹市障がい福祉計画（第4期）の策定（障がい者支援課）

当初計画

障害者総合支援法に基づき、平成27年度から29年度までの3か年を計画期間とする三鷹市障がい福祉計画（第4期）を策定します。策定にあたっては、平成25年度に実施した障がい者等の

生活と福祉に関する実態調査の結果を参考にし、障がい者地域自立支援協議会計画検討部会の設置やパブリックコメントの実施などにより、幅広い市民参加を図りながら、取り組みを進めます。

目標指標

三鷹市障がい福祉計画（第4期）を策定します。

達成状況

障がい者地域自立支援協議会に計画検討部会を設置し、障がい当事者や公募市民、関係機関、学識経験者など26人の委員による6回の会議を開催しました。検討部会では、「障がい者等の生活と福祉実態調査」の結果や障がい福祉計画（第3期）の達成状況、法律・制度の整備等を踏まえて議論・検討を重ね、12月に素案を確定しました。その後、パブリック・コメント（12団体・個人から64件の意見）を実施し、意見を反映させたのち、健康福祉審議会への諮問・答申を経て平成27年3月に本計画を確定しました。

4 臨時福祉給付金の円滑な支給

（臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施本部事務局）

当初計画

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金について、広報特集号等による適切な周知とコールセンターの設置など丁寧な対応に努めつつ、円滑かつ確実に給付金を支給します。

目標指標

適切な周知と丁寧な対応に努めつつ、臨時福祉給付金を円滑かつ確実に支給します。

達成状況

臨時福祉給付金については、6月下旬から10月末までの約4か月を申請受付期間として事業を実施しました。支給対象者となる可能性のある方には郵送による個別勧奨を行うとともに、広報みたかやホームページなどを通じてPRに努めました。対象者30,363人（非課税者25,302人、未申告者5,061人）のうち、23,506人（非課税者21,979人、未申告者1,527人）から申請があり、申請率は全体で77.4%（非課税者では86.9%）となりました。平成27年度においても当該事業が予定されており、より一層の適切な周知と丁寧な対応に努めます。

5 災害時要援護者支援事業の推進（地域福祉課）

当初計画

災害対策基本法に規定された「避難行動要支援者名簿」を作成します。また、避難支援等関係者（三鷹消防署等）への情報提供に同意された方については、これら機関等と市が協定を締結したうえ名簿を提供し、避難支援体制の整備を進めます。

「災害時要援護者支援事業」については、市と協定を締結し「災害時要援護者台帳」を作成した町会・自治会等の理解を得ながら、「避難行動要支援者名簿」への統合に努めます。また、事業の周知を図りつつ、市と協定を締結し避難支援体制の整備を進める団体の拡充を図ります。

目標指標

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、避難支援等関係者との協働により避難支援体制の整備を進めます。

達成状況

災害対策基本法に基づき、6月1日付で約18,300人の避難行動要支援者名簿を作成しました。また、平常時からの個人情報提供に同意を得た約6,300人と、災害時要援護者支援事業登録者約900人のうち、避難行動要支援者名簿への移行について同意が得られた約600人を合わせた約6,900人分の名簿を作成しました。避難支援等関係者（三鷹消防署等）とは、順次、避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定を締結し名簿を提供するとともに、自助、共助、公助の連

携の基に、協働による避難支援体制の整備を進めます。

6見守りネットワーク事業の推進（地域福祉課）

当初計画

高齢者や障がい者など市民の「孤立死」を防ぐため、民生・児童委員、地域包括支援センターをはじめ、町会・自治会、地域ケアネットワーク、ボランティア団体、民間事業者等見守り協力団体との一層の連携を深め、さりげない見守り活動を行いながら、緊急事態に速やかに対応する見守りの仕組み「見守りネットワーク事業」を拡充します。また、見守り協力団体や民生・児童委員等で構成する「見守りネットワーク事業連絡協議会」を開催し、相互の情報共有と連携の強化による事業の充実を図ります。さらに、見守り協力団体に対し、見守り協力団体を示す看板や携帯カードの配布を行い、事業の周知と円滑な見守り活動を支援します。

目標指標

事業のPRに努めるとともに、見守りネットワーク事業連絡協議会等を活用した協力団体相互の情報共有と連携強化により、見守りネットワーク事業の充実を図ります。

達成状況

新たに6団体と協定を締結し、見守り協力団体は31団体になりました。また、見守り協力団体が地域で活動しやすいように、「見守り協力団体証プレート」と「見守り協力団体証付き安心見守り電話カード」等を作成・配布し事業PRに努めました。入電状況は、安否確認23件（内救急搬送1件）、見守りに関わる相談等11件で、それぞれ適切に対応しました。また、見守り協力団体をはじめ、三鷹警察署、三鷹消防署や各地域ケアネットワーク等50人で「見守りネットワーク事業連絡協議会」を開催し、連携・協働を強化し、事業の一層の推進を図りました。

7生活保護受給者の自立支援と適正な制度運用及び生活困窮者自立支援制度への対応（生活福祉課）

当初計画

生活保護受給者に対する自立支援を総合的、組織的に実施するため、自立支援プログラムに基づき、重層的な就労支援に取り組むなど、就労をはじめ社会生活及び日常生活の自立支援を促進します。また、生活保護法の改正を踏まえ、就労による自立を目的とした就労自立給付金の支給を行うとともに、不正・不適正受給対策の強化や医療扶助の適正化により、一層の適正な制度運用に努めます。

さらに、平成27年度に施行される「生活困窮者自立支援法」への適切な対応を図るため、国の支援制度を活用しつつ、体制整備に向けた準備を進めます。

目標指標

就労自立支援プログラムによる新規就労者数80人（うち、就労自立による生活保護廃止世帯数20世帯）

達成状況

2年目となる就労支援の委託事業については、37人（前年度22人）の就労が実現し、うち11人（前年度3人）が自立による保護廃止となりました。全体では、新規就労実現者数は94人（前年度103人）で、就労自立による保護廃止者数は31人（前年度60人）となりました。また、就労自立給付金については、27件の実績がありました。

生活保護制度の適正な運用に関しては、不正・不適正受給対策として長期未訪問の解消を図ったほか、課税調査及び収入申告の徹底及び生活歴の確認など未申告就労の解消に努めました。また、医療扶助の適正化については、昨年度に引き続き、後発医薬品の薬価差額の通知など啓発活動を行い、利用率の向上（後発医薬品新指標：平成26年4月と平成27年1月の対比5.7%増）を図りました。

生活困窮者自立支援制度への対応については、4月の施行に向けて制度施行円滑化特別対策事

業補助金を活用し、市役所2階に窓口のカウンターから情報端末に至るまでの環境と相談員体制を整備しました。

8 北野ハピネスセンターの効果的な運営と子ども発達支援センター（仮称）の整備に向けた取り組み（北野ハピネスセンター）

当初計画

平成26年度より委託を開始した成人部門については、事業者との緊密な連携を図り、利用者の重度化への対応や医療的ケアの充実など、社会福祉法人の専門性を活かした円滑かつ効果的な運営を行います。

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）に設置予定の「子ども発達支援センター（仮称）」の整備に向けて、関係部課で構成する庁内検討会議を活用し、必要な機能や効果的な事業連携のあり方を検討します。

目標指標

委託化した成人部門の円滑かつ効果的な運営を行います。子ども発達支援センター（仮称）の整備に向けて、必要な機能や効果的な事業連携のあり方を検討し、基本的な考え方をまとめます。

達成状況

成人部門については、事業者と連携し、利用者の状況にあった丁寧な対応、医療的ケアの充実（週2日から5日）、指定特定相談の実施、家族会の定期的な開催など受託法人の専門性を活かした円滑かつ効果的な運営を行いました。

子ども発達支援センター（仮称）の整備に向けては、関係部署で構成する庁内検討会議で検討を行い、必要な機能や関係機関との効果的な事業連携のあり方について報告書をまとめました。

9 定期予防接種の拡充とがん検診等の推進（健康推進課）

当初計画

平成26年10月から新たに定期接種となる水痘（水ぼうそう）ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を円滑に実施します。

がん検診については、血液検査で将来の胃がんリスクを判定する「胃がんリスク検診（ABC検診）」を新たに導入します。また、子宮がんと乳がん検診の無料クーポン事業の対象者に再度受診勧奨を行うとともに、新たに対象年齢となる市民（子宮がん：20歳、乳がん：40歳）に無料クーポンを送付するなど、働く世代の女性の受診率向上に取り組みます。

目標指標

水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種化に向けて、円滑に事業を実施します。新規の胃がんリスク検診（ABC検診）及び働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業を着実に実施します。

達成状況

水痘ワクチン接種事業については、対象者（1、2歳児）に勧奨通知を送付するとともに、経過措置として3、4歳児にも実施し、接種件数は2,625件となりました。高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業については、9月までは昨年度に引き続き、65歳以上の市民を対象とした任意接種費用助成事業として実施し、接種者は923人（申込者1,057人）でした。10月からは定期接種に位置付け、65歳以上の節目年齢対象者に勧奨ハガキを送付し、接種者は2,726人で、多くの市民の感染症予防・健康保持を図りました。

新たに導入した胃がんリスク検診（ABC検診）は、特定健診等との同時受診を勧めるなど周知に努めた結果、2,899人の受診がありました。また、平成21年度から24年度に実施した、「子宮がん・乳がん検診の無料クーポン事業」の対象者のうち、未受診の市民には再度無料クーポンを送付し、受診者には受診勧奨を行うとともに、新たに対象年齢となる市民（子宮がん：20歳、

乳がん：40歳）に無料クーポンを送付しました。クーポンによる受診者は、子宮がん2,341人、乳がん1,585人と働く世代の女性の健康管理を支援しました。

10 認知症にやさしいまち三鷹の推進（高齢者支援課）

当初計画

認知症の人が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「認知症にやさしいまち三鷹」の取り組みを進めます。

具体的には、地域包括支援センター・関係市民団体と協働してイベントを開催して、認知症に対する啓発に努めるとともに、企業や団体に働き掛けて、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの養成に努めます。また、「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」において検討・作成し、地域包括支援センター等で運用している「もの忘れ相談シート」を活用した、連携体制の充実に努めます。

さらに、認知症疾患医療センターに指定されている杏林大学医学部附属病院と連携して、認知症の疑いのある人を把握・訪問して支援を行うために、認知症コーディネーターを配置し、地域における認知症対応力の向上を図ります。

目標指標

地域包括支援センターなどと連携して認知症に対する啓発を図ります。また、認知症の疑いのある人の早期発見・診断・対応のためのシステムづくりを進めます。

達成状況

タクシー会社などの企業や各種団体に働きかけ、認知症サポーター養成講座を39回開催し、964人が講座を修了しました。また、小学生向けのプログラムを活用し養成講座を開催するとともに、小中学生と保護者を対象とした養成講座も開催しました。

「もの忘れ相談シート」を活用する中で、地域包括支援センターなどの相談機関、かかりつけ医、専門医療機関等が地域における連携体制の推進を図ることができました。また、「認知症にやさしいまち三鷹」の取り組みの一環として、認知症イベント、パネル展を開催し、市民を対象に啓発活動を行いました。

11 三鷹市地域包括ケア会議モデル事業の実施と多職種連携の推進（高齢者支援課）

当初計画

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、利用者のニーズに合わせ、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「地域包括ケア会議モデル事業」を実施します。

具体的には、地域包括支援センターが主体となり、医師、介護事業者など多職種で構成された会議を開催し、地域課題の抽出・分析等を行うとともに、個別困難事例の解決に取り組む中で、地域に共通した課題の明確化や地域資源の開発・ネットワーク化を進めます。

目標指標

モデル事業として、市内2か所の地域包括支援センターにおいて「地域包括ケア会議」を開催し、多職種の連携による地域課題の抽出・分析、個別困難事例の解決に向けた検討を行うとともに、その成果を検証します。

達成状況

駅周辺地域包括支援センター及び西部地域包括支援センターの市内2か所で、平成26年9月と平成27年2月にそれぞれ「地域包括ケア会議」を開催しました。個別ケースの課題解決及び地域課題の抽出という点において、モデルケースとしての実践ができました。地域包括ケア会議の開催までのプロセスを検証・評価し、27年度は、市内全7か所での本格的な地域包括ケア会議の実施に取り組めます。

12 自殺予防対策の推進（健康推進課）

当初計画

自殺の現状や自殺予防について理解し、適切な支援につなぐことができるよう、市職員向けにゲートキーパー養成講座を実施します。平成 26 年度は、市職員研修としての養成講座を開催するとともに、今後の普及啓発事業などの実施方針を検討し、相談支援に係る庁内及び地域のネットワークづくりに取り組みます。

目標指標

職員向けにゲートキーパー養成講座を 5 回実施するとともに、今後の事業の方向性を検討します。

達成状況

自殺の現状や予防に対する基礎的な知識の理解と意識の向上を図るため、職員向けにゲートキーパー養成講座を 5 回開催し、292 人が受講しました（管理職向け 2 回：89 人、一般職向け 3 回：203 人）。今後は、市職員以外への対象者の拡充を検討するなど、ゲートキーパーの養成に努めるとともに、関係者と事例検討会を開くなど連携を強化していきます。また、市民向けに相談窓口のパンフレットを作成し、相談体制の充実を図ります。

13 三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（健康推進課）

当初計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条に基づき、平成 21 年 10 月に策定した「三鷹市新型インフルエンザ（強毒型）対策行動計画」を見直し、インフルエンザワクチンの接種態勢などの規定を追加した「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。策定にあたっては、国及び東京都の行動計画との整合を図るとともに、パブリックコメントの実施など、幅広い市民参加を図りながら、取り組みを進めます。

目標指標

三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定します。

達成状況

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び経済活動への影響を最小限にすることを目的に、三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画を 12 月に策定し、基本的な方針及び発生段階に応じた対策を示しました。

策定にあたっては、多摩府中保健所管内の 6 市で方向性を検討するとともに、市で取りまとめた素案について、有識者へ意見依頼、パブリックコメントの実施や東京都への意見照会、健康福祉審議会への諮問・答申など、多様な意見の反映に努め計画を策定しました。

子ども政策部の「運営方針と目標」の達成状況

児童青少年課

子ども育成課

子育て支援課

子ども政策部長

竹内 富士夫

子ども政策部調整担当部長

宮崎 望

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもたちの健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、三鷹子ども憲章、三鷹市子育て支援ビジョンの理念の実現に向けて子育て支援施策の推進と充実を、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を図り推進します。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携、協力を行い、「仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童手当・その他児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成などの業務を行っています。

2 部の経営資源（平成26年4月1日現在）

職員数

- ・子ども政策部職員 231人
- ・職員比率（正規職員） 子ども政策部 231人 / 市職員 993人 職員比率 約 23.3%

予算規模

- ・平成26年度子ども政策部予算額
一般会計 9,337,998,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇子ども・子育て支援新制度に向けた検討・準備、子育て支援ビジョン及び次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づく子ども子育て支援施策の推進

子ども・子育て支援新制度への移行に向けて関連条例の整備に取り組むとともに、「三鷹市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、「三鷹市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」を策定します。

また、引き続き、次世代育成支援行動計画（後期計画）及び健康福祉総合計画 2022 に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと、子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けて環境の整備を行い、子育て支援ビジョンに掲げられている課題に取り組みます。そのために、「子ども・子育て会議」において、計画の進行管理や評価・検証を行うとともに、関係機関と連携を図り子ども・子育て支援施策を推進します。

◇地域における在宅子育て支援の充実

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動やさまざまな支援の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

◇保育園待機児童の解消と保育サービスの充実に向けての取り組みの推進

保育園待機児童を解消する保育施設整備については、ニーズ調査の結果を踏まえ、民間認可保育所や認証保育所等の民間事業者による保育所開設支援や公立保育園における保育定員弾力運用など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立が可能となるよう支援の充実を図ります。

◇ひとり親家庭自立支援事業等の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、女性の生活支援の観点からDV被害者についても関係機関と連携して支援します。

◇青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、児童青少年健全育成活動の基本方針に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、児童館機能の充実を図りながら教育委員会、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っているNPO法人等との連携や協働による取り組みを推進します。

◇学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後支援対策の充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、子どもコミュニティ推進計画に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点

づくりを進めます。

また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携を進め、学童保育所については、通所児童の安全、待機児解消、施設の老朽化等の視点から計画的に整備を進めます。

◇各種手当や医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童手当・その他児童に係る各種手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

◇災害に強い児童施設等の整備による子育て環境の充実

耐震化の推進等災害に強い児童施設等の整備に向けて、子育て支援施設等の統合・再配置を含め、複数の施設の複合化に向けた取り組みを進めるとともに、保育施設、児童施設等の災害時における危機管理マニュアル等に基づいて訓練を行うなど、災害に強い子育て環境の整備を進めます。また、引き続き保育施設における食の安全確保にも努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 子ども・子育て支援新制度に向けた検討・準備（児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課）

当初計画

子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画（後期計画）及び健康福祉総合計画 2022 に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。計画を着実かつ効率的に推進していくため、「子ども・子育て会議」において、計画の進行管理、評価・検証を行うとともに、目標事業量の達成状況を公表します。

また、子ども・子育て支援新制度に向けて、庁内プロジェクト・チーム等を活用しながら、「子ども・子育て会議」の開催、関連条例の整備、システムの構築、ニーズ調査の結果を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定、就学前教育カリキュラム（仮称）の作成などに取り組むとともに市民への周知を十分に図りながら、検討・準備を進めます。

さらに、国の公定価格の決定を踏まえ、市としての利用者負担の基準を定めます。

目標指標

子ども・子育て会議における事業の評価・検証と、新制度関連条例の整備や子ども・子育て支援事業計画（仮称）の策定を行います。

達成状況

新制度施行に向けて「子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例」を6月に制定し、同条例の一部を改正する条例を9月、12月に追加制定しました。また、これに関連する条例・規則をあわせて整備するとともに、公私連携型民設民営園へ移行する公立園（3園）の関連条例・規則の改廃を行いました。

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て会議において意見を求め、計画素案を策定し、平成27年1月にパブリックコメントを実施、2月の子ども・子育て会議を経て、3月に確定しました。また、関係者や学識経験者等の意見を聴きながら、3月に「乳幼児期保育・教育共通カリキュラム」を作成しました。

2 在宅子育て支援の推進（子ども育成課）

当初計画

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターすくすくひろばにおける各種育児講座・育児相談等の実施や子育て支援活動を行っているNPO法人との連携などにより在宅子育て支援を推進します。

また、新制度の「利用者支援事業」として、今まで行ってきた内容をさらに充実させ、「相談支援」「地域支援」「情報提供」の3つの柱で子育て家庭の支援を展開します。

さらに、ファミリー・サポート・センター事業について、地域のサポートリーダーの育成に取り組むことにより、協働型地域子育て環境の充実を図ります。その中で、子育てサポーターの活動の場の充実を図るための検討を進めます。

目標指標

親子ひろばや各種育児講座の参加者数の増加を図るとともに、利用者支援等の事業展開について検討・準備します。

達成状況

保育園における地域開放や親子ひろばは、安定した事業展開が図られており、育児講座の参加についても常に定員を超える申し込みがあり、ニーズの高さを感じています。

乳児家庭全戸訪問事業は、丸3年を経過し、市民の中にも浸透してきており、訪問する民生・児童委員も訪問家庭への対応に慣れ、その後の関係機関との連携もスムーズに行われ、重篤なケースの場合にも連携は活かされています。訪問率は、90%を超えています。伸び悩んでいるため、訪問マニュアルを活用し、地域の見守りのスタートとしての意義を活かした取り組みとして進めていきます。

「利用者支援事業」については、平成27年度実施に向けてパンフレットなど情報提供の場所を固定して見やすくしたり、相談室の設置準備を進めてきたことなどを検証し、本格実施に向けて子ども家庭支援センターのさらなる充実のために条件整備等の工夫を進めていきます。

ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポーターの活動については、事業内容を精査し、さらに効率的な運営ができるように進めていきます。

3 公設民営保育園の民設民営化に向けた検討・準備（子ども育成課）

当初計画

既存の公設民営保育園のうち、社会福祉事業団に運営を委託している保育園について、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を見据え、新制度に盛り込まれた公私連携型の運営形態を活用し、民設民営化に向けた検討・準備を進めます。

この方式を採用することにより、社会福祉事業団との連携を深めるとともに基本協定を締結し、運営等における市の関与を明確にして保育の質を保ちながら、国と東京都からの新たな財源確保を図ります。

目標指標

社会福祉事業団と基本協定を締結したうえで、既存の公設民営園の公私連携型民設民営化を検討・準備します。

達成状況

三鷹駅前保育園、西野保育園、ちどりこども園の3園については、園の運営委員会や保護者への説明、関連条例の改廃などを経て、平成27年4月より公私連携型の民設民営の保育園（三鷹駅前、西野保育園）と認定こども園（三鷹ちどりこども園）へ移行しました。民設民営化による新たな歳入として、平成27年度予算に国と都の負担金94,403千円を見込んでいます。

移行に当たっては、基本協定と園ごとの個別協定を締結し、社会福祉事業団の保育部門として

の事務処理体制の確保及び保育士のキャリアアッププランの構築を支援していくこととしています。

また、南浦西保育園については、公私連携型の制度を活用するに当たり必要となる保育用地の転貸について、引き続き東京都に働きかけていきます。

4 子育て世帯臨時特例給付金の円滑な支給（子育て支援課）

当初計画

消費税率の引上げ（5%→8%）に際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者で、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を支給対象者とし、対象となる児童1人につき10,000円を支給します。

目標指標

円滑なシステム開発、事業実施要綱の制定等を行い、事業実施への適切な対応を図るとともに、丁寧な勧奨を行うことにより、子育て世帯臨時特例給付金を円滑かつ確実に支給します。

達成状況

円滑なシステム開発、事業実施要綱の制定等を行い、積極的な広報、未申請者に対する繰り返しの丁寧な申請勧奨、やむを得ない事由による期限後申請への柔軟な対応を図ったことなどにより、支給対象者（公務員を除く）の申請率は99.5%となりました。

支給金額は、152,630,000円（支給対象児童15,263人）でしたが、申請に対する決定通知書の送付及び給付金の支給も遅滞なく行い、円滑かつ確実な支給事業が実施できました。

5 三鷹台団地周辺子育て支援施設等整備事業の推進（五小小学童保育所の整備及び統合保育園の整備支援）（児童青少年課、子ども育成課）

当初計画

五小小学童保育所、障がい児通所サービス施設及び三鷹台地区公会堂を集約した複合施設については、平成25年度に行った実施設計に基づき、利用者の意見を反映しながら、平成27年3月からの利用開始に向けて、旧三鷹台保育園舎（三鷹台地区公会堂併設）の解体後、整備工事を進めます。

また、三鷹台保育園と高山保育園の統合保育園については、社会福祉事業団が「公私連携型民設民営保育園」として整備を進めており、設計費用の助成を行います。なお、平成27年度に予定している施設整備のスムーズな着工に向けて、年度内に既存施設の解体工事請負契約の締結を行います。

目標指標

新施設を整備し、保育環境の改善を図るとともに、公私連携型民設民営方式による統合保育園の整備に向けて社会福祉事業団を支援します。

達成状況

複合施設（五小小学童保育所）は、近隣及び保護者向けに説明会を開催するとともに、関係団体との連絡会を開催し、今後の交流やスケジュール等について情報交換を行いました。また、平成27年3月には、建物の完成に合わせて、関係者による開所式及び保護者や近隣住民向けの内覧会を行いました。その後、新施設に移転し保育を開始しています。また、移転にともない定員拡充を図りました。

統合保育園については、平成26年度に設計費用の助成により社会福祉事業団が基本・実施設計を行いました。整備計画については、三鷹台・高山保育園の保護者、近隣住民対象に丁寧な説明会を開催しており、平成27年度に既存施設の解体、統合保育園（三鷹赤とんぼ保育園）の建設工事が開始されます。平成28年4月開園に向けて、保育園の統合がスムーズに行われるように事業

団と十分に連携しながら整備を進めていきます。

6 公立保育園の弾力運用による保育定数の拡大（子ども育成課）〈「ゼロ・アップ創造予算」該当事業〉

当初計画

保育ニーズの拡大に伴う入園希望者及び待機児童の増加に対応するため、大きな改修を行わず既存の公立保育施設での運用定数の拡充を図ることにより、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの実現を推進するとともに、弾力化後の職員配置については、効果的で効率的な配置を行います。

また、公立保育施設の運用定数の拡充に向け、各園での検討結果をもとに課内検討チームにおいて、待機児童数（エリア別・年齢別）、入所児童数の現状、各保育園保育室の面積のバランス及びその効果・効率性を考え、平成 27 年度の運用定数及び実施園を決定します。

なお、今年度は平成 25 年度の検討結果により、平成 26 年 4 月から 4 つの公立保育園において 3 歳児クラスの弾力運用による定員拡充を行いました。

目標指標

待機児童の分析を行って、効果的な定員枠の拡充をめざします。

達成状況

公立保育園の運用定数の拡充に向け、各園で弾力運用について検討した提案をもとに、課内検討チームにおいて、待機児童数（エリア別・年齢別）の分析、各園の保育室の面積及びその効果・効率性を踏まえ、平成 26 年 4 月に計 7 人（中央 1 人、あけぼの 2 人、新川 2 人、西野 2 人）の定員増を図りました。

また、平成 27 年度に向けて弾力運用実施に向けた検討を行い、平成 27 年 4 月に 4 園で計 10 人（新川 2 人、野崎 2 人、上連雀 2 人、駅前 4 人）の定員増を行うことを決定し、これに必要な準備を進めました。

7 私立認可保育所の開設支援（子ども育成課）

当初計画

平成 27 年 4 月からの民間認可保育所 1 園（90 人以上、0～5 歳児）の開設に向けて、設立運営事業者をプロポーザル方式により選定します。開設に係る整備費の支援については、東京都の安心子ども基金を財源とした「マンション等併設型保育所設置促進事業補助金」などを活用します。

目標指標

質の確保された認可保育所の開設を支援し、待機児童の解消を図ります。

達成状況

事業者の募集は、26 年 4 月当初に行うことで、事業者が建築工事、内装工事、施設長、保育士等の募集を計画的に行うことができるよう実施しました。開設に向けての準備を進め、入所定員についても、事業者と調整の結果、予定していた 90 人から 96 人（0 歳 6 人、1 歳 14 人、2 歳 16 人、3 歳 20 人、4 歳 20 人、5 歳 20 人）へ増員を図りました。当初の予定通り、27 年 4 月に新園が開園しました。

8 グループ型家庭的保育室の運営支援（子ども育成課）

当初計画

待機児童の解消を図るとともに、家庭的保育ニーズに対応するため、新制度の小規模保育事業への移行を視野に入れて、新たに開設するグループ型家庭的保育室に対し運営の支援を行います。

目標指標

グループ型家庭的保育室の開設及び運営の支援を行います。

達成状況

グループ型家庭的保育室と協働して開設の準備を進め、平成 26 年 7 月 1 日に開設（定員 10 人）しました。運営は市内の NPO 法人で、安定した運営を継続しており、地域の待機児童解消に貢献しています。また、同法人は、子ども・子育て新制度においては、地域型保育事業（小規模保育事業）に位置付けられるグループ型家庭的保育室の開設に向けての準備を進め、平成 27 年 4 月に小規模保育室として開設しました。

さらに、小規模保育事業（定員 19 人）2 園、事業所内保育事業（定員 14 人、うち地域枠 11 人）1 園についても、開設準備を行い開設することができました。今後は保育の質の向上を図りながら、地域型保育事業の量的拡充を推進していきます。

9 山中保育園のリニューアル工事と保育定員の拡充（子ども育成課）

当初計画

山中保育園本園舎が設置されている都営上連雀七丁目アパート（昭和 49 年建設）について、東京都による耐震補強工事完了後、保育環境の向上及び定員拡充に伴う改修などのリニューアル工事を実施します。仮園舎から本園舎への移転については、リニューアル工事完了後の平成 26 年 10 月を予定しています。

また、待機児童解消のため、平成 26 年 4 月 1 日以降に 1・2 歳児の定員について段階的に 7 人の拡充を行います。

目標指標

山中保育園の耐震補強工事を実施し、児童の安全を確保するとともに、定員を拡充して待機児童の解消を図ります。

達成状況

山中保育園の耐震補強工事について、子ども育成課、保育園、公共施設課及び東京都において、事前に十分な打ち合わせを行うことにより、安全面に配慮しながら、耐震補強工事及びリニューアル工事を完了し、スムーズな移転を行うことができました。10 月 14 日からリニューアル後の園舎で運営を開始し、11 月 1 日から 1 歳児の入所枠の定員を 2 人増員しました。

10 幼稚園就園奨励費補助事業の実施（子ども育成課）

当初計画

幼稚園就園奨励費補助金について、国の制度改正にあわせて、補助単価の引き上げや第 2 子以降に係わる所得制限の撤廃を行います。これにより、幼稚園と保育園の保護者負担の平準化を図ります。

目標指標

支給条件に該当する対象者に対する助成の円滑な実施を図ります。

達成状況

支給条件に該当する対象者に対する助成事業の円滑な実施を行いました。第 2 子以降の所得制限撤廃により、支給対象者が大幅に増加しましたが、当初計画したスケジュール通りに進めることができました（支給実態：平成 25 年度 1,364 人、平成 26 年度 1,907 人 約 40%増加）。平成 27 年度は、子ども・子育て支援新制度により、新制度に移行した幼稚園に在園する園児の保護者の就園奨励費補助金の支給がなくなることや、非課税世帯の補助単価引き上げ、就学猶予者等の取り扱いの変更等により、要綱・要領改正が必要となるため、引き続き、確実な事務手続きを行っていきます。

11 学童保育所の定員拡充（児童青少年課）

当初計画

庁内の「学校・学童保育所の規模の適正化検討チーム」における入所児童数の予測等を踏まえ、教育委員会と連携し、学童保育所の規模の適正化、定員の見直し等を行い、待機児童の解消に努めます。

目標指標

学童保育所の定員の見直しを行います。

達成状況

学童保育所の定員は、施設整備に伴う定員増や弾力運用を行い待機児童解消に向けて取り組んできましたが、平成 27 年度の入所希望者は、入所見込数を大きく上回る申込みがあったことから、例年 20 人前後である待機児童数を上回る 66 人の待機児童が発生しました。今後も入所児童数の増加が見込まれる中で、施設整備や定員の弾力運用に加え、入所基準の見直し、地域子どもクラブ事業の拡充、児童館やその他の施設の活用も含め、児童の放課後の居場所づくりについて再検討します。

都市整備部の「運営方針と目標」の達成状況

まちづくり推進課

公共施設課

道路交通課

建築指導課

水再生課

緑と公園課

都市整備部長

内田 治

都市整備部技監兼都市整備部調整担当部長

若林 俊樹

都市整備部広域まちづくり等担当部長

板橋 弘二

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

◇緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

◇データベースシステムを活用して、施設保全情報の一元的管理を行うとともに、公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化に努めます。

◇下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化、都市型水害対策の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現をめざし、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

2 部の経営資源（平成26年4月1日現在）

職員数

・都市整備部職員 120人

・職員比率（正規職員） 都市整備部 120人 / 市職員 993人 職員比率 約 12.1%

予算規模

・平成26年度都市整備部予算額

一般会計 3,631,699,000円

下水道事業特別会計 2,682,492,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇緑と水の公園都市をめざす事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、緑と水の基本計画 2022 に基づき、大沢の里整備事業をはじめとする拠点整備、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化や整備の促進など、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、ガーデニングフェスタ 2014 の開催、市民参加で取り組む街かど花壇づくり、花と緑の広場の運営等を推進します。さらに、市内に残る都市農地については、平成 25 年度に取りまとめた都市農地保全年針（案）について、関係部署・団体等との調整や説明等を行い、本方針を確定したのち、運用を開始します。土地利用では、大規模土地利用の用途変更等の把握に努め、適切な時期に用途地域の見直しを行うための検討や地区計画・景観協定の活用を図ります。また、三鷹らしい景観づくりに向けて、「三鷹市公共建築物景観づくりガイドライン(仮称)」の策定に取り組み、公共施設整備を通じて景観づくりの先導的な役割を担うようにまちづくりを進めます。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組みます。

◇都市計画道路の整備

都市計画道路等の幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組みます。

市施行の都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路 3・4・13 号及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手した三鷹都市計画道路 3・4・7 号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について、用地買収や電線類の地中化に向けた取り組みを進めます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援し、協働の取り組みを推進します。

◇東京外かく環状道路事業

三鷹地区検討会等で提案された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に対し強く要請します。

また、市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、新たにふれあいの里として土地利用総合計画 2022 等で位置づけした「北野の里(仮称)」の整備に向けて、蓋かけ上部空間等の利活用の検討を進めます。「北野の里(仮称)」の整備においては、「北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップ」の意見を踏まえ、北野の里(仮称)まちづくり方針の策定をめざします。また、北野地区の交通安全対策に関する協議会を事業者とともに設立し、工事期間中等の交通安全が図られるよう、地元住民と協働で取り組みます。さらに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりの展開を図ります。

◇三鷹駅前再開発事業の推進

三鷹駅前地区再開発基本計画に基づき、安全と安心のまちづくり、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出という 4 つの基本的な視点にバリアフリーのまちづくりや、協働のまちづくりの視点を加えて積極的に取り組みます。

また、三鷹駅南口の核となる三鷹駅南口中央通り東地区については、UR 都市機構と連携し、

三鷹駅前地区の活性化の拠点施設となるよう、市街地再開発事業等を活用した面的なまちづくりを検討するとともに、事業化に向けた取り組みを進め、都市計画決定をめざします。

◇都市交通環境の整備

交通総合協働計画 2022 に基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、公共交通環境の充実に向けた事業実施を検討します。バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、既存路線について、都市再生事業と連携を図る等の見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

また、駐輪場整備基本方針に基づき、利便性の高い駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて推進します。さらに、鉄道駅周辺の放置自転車対策として、駐輪場を拡充するため民有地の有効活用等を図り、自転車利用環境の改善を推進します。あわせて、自転車に関する事故が多いことから、三鷹警察署と連携して自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

◇耐震改修の促進

先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成 24 年度に改定した耐震改修促進計画に基づいて、対象建築物の耐震化を計画的に進めていきます。具体的な施策としては、老朽化し耐震性に課題のある公共施設等を集約する新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業等を推進するとともに、平成 24 年度から耐震診断が義務付けられた特定緊急輸送道路沿道建築物について、東京都と連携を図りながら優先的に耐震化を進めます。

◇下水道事業の推進

集中豪雨による都市型水害に対応するため、雨水管等の整備を推進します。また、地震対策及び長寿命化を統合した「下水道再生計画」を策定するとともに、下水道施設の耐震化整備を行い、安全安心な生活環境の確保に努めます。

さらに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入について、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組みます。

◇建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等を遵守することは、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。建築物の安全性確保のため、建築安全マネジメント計画に基づき、庁内関係部課はもとより警察、消防及び保健所と積極的な連携を図り取り組みを進めます。

◇公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化をめざし、施設の現状を踏まえた工事内容の精査、的確な修繕・更新工事の実施等を重視しながら、公共施設維持・保全計画 2022 の第一次計画を着実に進めます。また、防災上重要な公共建築物の耐震化を最優先に、第二次計画について検討するとともに、市有地の利活用や施設の更新・再配置等に取り組み、ファシリティ・マネジメントの推進を図ります。

さらに、「公共施設総点検運動」を庁内全体での経常的取り組みとするために、施設所管課による安定した施設管理等を進め、予算編成時に継続的に成果を検証するなど、一層の推進を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 用途地域等の見直しの検討（まちづくり推進課）

当初計画

平成 25 年 12 月に策定した「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」及び土地利用現況調査（平成 25 年実施）の結果を踏まえ、まちづくりにおいて課題のある地域の抽出を行い、対象地域の土地利用等における具体的な課題及び用途地域等の見直しに向けた進め方等を調査、整理し、景観にも配慮して用途地域等の見直しの方針の検討を行います。

目標指標

課題のある地域の抽出、具体的な課題の整理、見直しの方向性を検討します。

達成状況

まちづくりに課題のある地域を抽出し、課題の整理を行い、具体的に土地利用転換が図られる箇所について、詳細調査を行いました。

あわせて、用途地域等の見直しの方針について検討し、関係部署との協議、庁内プロジェクト・チームによる検討会を開催するなど、用途地域等の見直し方針の策定に向けて取り組みました。

2 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進（まちづくり推進課）

当初計画

三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業が、市の「表玄関」のシンボルとして、地区の活性化の拠点施設となるよう、「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業における市の基本的な考え方」に基づく検討を進め、地元の合意形成を図るとともに、UR 都市機構との連携を強化し、市街地再開発事業等に向けた取り組みを進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討し、都市計画決定をめざします。

目標指標

高度利用地区・市街地再開発事業等の都市計画図書を作成します。

達成状況

UR 都市機構を中心とした関係地権者が当該地区の再開発事業に向けた勉強会を開催し、市が示した「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業における市の基本的な考え方」に基づいて、分棟方式による施設計画案などについて検討しています。

市は、事業地内の土地を先行取得したことを踏まえ、地権者として協議会に参加するとともに、事業化に向けて関係権利者と施設計画案について検討するなど、都市計画図書の作成に必要な取り組みを進めました。

3 東京外かく環状道路に関する対応の推進（まちづくり推進課）

当初計画

三鷹地区検討会等で市民から提案された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

用地買収等の事業実施に伴う現況のコミュニティへの影響や中央ジャンクション上部利用について、「北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップ」で示された意見を具体的な施策に反映できるよう、北野の里（仮称）まちづくり方針の策定に取り組みます。また、北野地区の交通安全対策に関する協議会を事業者とともに設立し、工事期間中等の交通安全が図られるよう、地元住民と協働で取り組みます。さらに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、農業

法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、引き続き代替農地の維持管理に係る実証実験に取り組み、代替農地の確保についても国・東京都に強く働きかけます。

目標指標

地域環境への保全対策を国及び東京都に要請するとともに、北野の里（仮称）まちづくり方針の策定をめざし、ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したまちづくりについて調査・検討を行います。

達成状況

「北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方（以下、「考え方」という。）」の反映について国土交通省に要望書を提出し、三鷹市のまちづくりに対する協力・支援とともに、「対応の方針」の確実な履行を要請しました。今後は、「考え方」をもとに、市民の意見を聴きながら、北野の里（仮称）まちづくり方針の策定に取り組みます。

工事期間中等の交通安全対策等が図られるよう、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働で設立しました。引き続き、地域の交通安全対策・防犯対策等をめざしていきます。また、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、代替農地の維持管理に係る実証実験に取り組みました。

4 災害に強い下水道の整備及び下水道施設の長寿命化等の推進（水再生課）

当初計画

災害に強い下水道の整備の推進として、集中豪雨による都市型水害に対応するため、浸水被害が発生する恐れがある箇所道路雨水貯留浸透施設の設置及び緊急を要する中原地区において雨水管等の整備を引き続き実施します。

また、長寿命化と耐震化を統合した「下水道再生計画」を策定するとともに、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし、平成 20 年度に策定した下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）に基づいた耐震化工事と次年度の実施設計を行い、災害に強い下水道施設の推進を図ります。さらに、下水道施設の老朽化対策として、国の下水道長寿命化支援制度の活用を図り、管路施設、東部水再生センター等の詳細調査を行います。

目標指標

下水道再生計画の策定、雨水管等の整備 540m、道路雨水貯留浸透施設の設置 100m、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化の整備及び平成 27 年度に向けた実施設計、下水道施設の詳細調査及び実施計画の策定を行います。

達成状況

集中豪雨による都市型水害に対応するため、中原地区に雨水管等の整備（440m）、野崎地区に道路雨水貯留浸透施設の設置（125m）に取り組みました。

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）など、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化（5 施設）の整備及び平成 27 年度に向けた実施設計、下水道施設の詳細調査等を行いました。

また、長寿命化及び地震対策事業計画を統合した「三鷹市下水道再生計画」を策定しました。今後は、「三鷹市下水道再生計画」に基づき、効果的、効率的に下水道施設の改築・更新等（長寿命化）を推進するとともに、引き続き災害に強い下水道をめざし、地震対策事業に取り組みます。

5 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進（まちづくり推進課、建築指導課）

当初計画

緊急輸送道路は震災時の救急救命活動及び物資輸送などの生命線となり、復旧・復興の大動脈

として重要な役割を果たします。

このため東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物に耐震化状況の報告と耐震診断を義務付ける「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を策定し、平成 23 年 6 月に三鷹通りと東八道路の一部を特定緊急輸送道路に指定しました。市では、これらの道路沿道の建築物について、平成 23 年度から耐震診断助成を、平成 24 年度からは耐震の補強設計と耐震改修の助成を行っており、平成 26 年度末までに耐震診断及び設計を、平成 27 年度末までに耐震改修を終了するよう、引き続き、これらの耐震改修事業について国・東京都・市共同で助成を行い、耐震化を促進します。

目標指標

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、耐震診断については対象建築物数の 100%の完了をめざします。

達成状況

当該事業の対象となる件数 23 件のうち、本年度 2 件の耐震診断が完了し、累計で 16 件完了しました。このことにより、耐震診断の完了は、約 70%となりました。

耐震診断を完了したもので、2 件が耐震基準を満たしており、改修等が必要な建物は 14 件でした。そのうちの 3 件の補強設計が平成 25 年度に完了しており、本年度 1 件の補強設計が完了し、累計で 4 件完了しました。また、耐震改修工事については、平成 25 年度に完了した補強設計 3 件のうちの 2 件について実施し、年度内に完了しました。

なお、耐震診断と補強設計への補助金の助成期間は平成 27 年度まで延長されました。また、耐震改修工事や建て替え工事については、平成 27 年度中に着手し、平成 28 年度内に完了するものに補助金の助成期間が延長されました。

耐震診断未実施の約 30%について、早期実施に向けて、引き続き働きかけていきます。

6 都市計画道路整備の促進（3・4・13号（牟礼）及び3・4・7号（連雀通り））（まちづくり推進課）

当初計画

三鷹都市計画道路 3・4・13 号（牟礼）は、都道である連雀通りから人見街道までの区間であり、平成 12 年度に完了した人見街道から三鷹都市計画道路 3・2・2 号（東八道路）を南北に結び、周辺地域の生活道路に進入している通過交通を分散し、交通渋滞の緩和と安全性を高めることを目的としています。

今後、引き続き用地買収を進めるとともに、事業の進捗状況にあわせて安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、電線類の地中化に向けて関係機関と協議を行います。

三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）については平成 21 年 4 月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について事業に着手しました。今後、引き続き用地買収を進めるとともに、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、電線類の地中化に向けた取り組みを実施していきます。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業を行っていることから、東京都と調整・連携を図りながら、事業を進めていきます。

「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めます。

目標指標

3・4・13 号（牟礼）は用地取得率 77%、また 3・4・7 号（連雀通り）は用地取得率を 100%とし、電線共同溝の詳細設計等を行います。

達成状況

3・4・13号(牟礼)については、用地買収を進め、用地取得率は77%となりました。
3・4・7号(連雀通り)については、電線共同溝の予備補足設計を行うとともに、用地買収を進め、用地取得率は89%となりました。

7 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進(まちづくり推進課、道路交通課)

当初計画

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組みます。三鷹台駅前通りについては、地域住民や関係権利者の意向を踏まえ、都市計画道路の幅員や駅前広場のあり方等について検討し、都市計画変更手続きに向けて取り組みます。地域のまちづくり活動については、引き続き、(株)まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、平成17年10月に策定した「三鷹市道第135号線緊急整備方針」に基づき、三鷹台駅前周辺地域(三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約232m)について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うため、引き続き用地取得及び電線類の地中化等に取り組みます。

目標指標

まちづくり推進地区整備方針の策定に取り組み、用地取得率を96%とし、電線共同溝等の整備工事を行います。

達成状況

三鷹台のまちづくりを進めるため、整備方針の策定に向け、関係地権者と協議を重ねました。また、協議会活動については、(株)まちづくり三鷹と連携し支援しました。

市道第135号線(三鷹台駅前通り)整備に係る用地取得率については、96%となりました。また、電線共同溝等の整備については、想定外の支障物処理が発生しましたが、各関係機関との工程調整及び近隣要望等に対応しながら取り組みました。

8 花と緑のまちづくりの推進(緑と公園課)

当初計画

緑と水の公園都市の実現に向けて、大沢の里整備事業に係る調査・設計を行うとともに、児童遊園の改修、児童遊園及び都市公園の公有地化を進め、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。

NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会が行う講座、人財の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、ガーデニングフェスタの開催、街かどの花壇づくり、公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備、ふれあいの里のイベント等を同協会に委託し、市民、事業者との協働による花と緑のまちづくり事業の展開を図ります。

目標指標

公園整備とともに花と緑のまち三鷹創造協会が主催する講座等を通じて、花と緑のまちづくりの推進に取り組みます。

達成状況

新川おおやぎ公園及び大沢青少年広場などの用地取得を行い、公園の公有地化が一層進んでいます。NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働により、ガーデニングフェスタ2014を開催し、多くの市民の方々にご来場いただきました。これらの取り組みを通じて、緑の保全や緑化を推進する意識啓発、地域コミュニティの拡充が図られました。

9 みたかバスネットの見直しの検討（道路交通課）

当初計画

みたかバスネットについては、既存コミュニティバスの利用状況等の現状を踏まえ、地域公共交通活性化協議会で協議して路線バスとの連携を図り、より利便性の高いバスネットの検討を進めます。あわせて、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）や杏林大学井の頭キャンパス、調布飛行場へのアクセス等の検討も進めます。

目標指標

既存のコミュニティバスルートの見直し方針を策定します。

達成状況

コミュニティバス事業基本方針に基づき、三鷹台ルート及び西部ルートの見直しに取り組むため、利用実態を把握するための「起終点（OD）調査」と「沿線住民ヒアリング」を実施しました。これらの調査結果などを踏まえ、地域公共交通活性化協議会で協議し、コミュニティバス見直し方針を策定しました。また、協議において新川防災公園・多機能複合施設（仮称）や杏林大学井の頭キャンパス、調布飛行場へのアクセスのほか、乗り継ぎ環境の改善など、より利便性の高いバスネットの検討を進めました。

10 三鷹駅南口西側中央地区再開発事業共同ビル建設の支援（まちづくり推進課）

当初計画

三鷹駅前地区再開発基本計画に基づき、駅前広場と一体的な市の表玄関にふさわしい顔づくりに向けて、旧みずほ信託銀行周辺の共同ビル建設の事業化を支援します。地元地権者による事業化に向けた合意形成状況を踏まえ、総合設計制度の導入やまちづくり条例、開発行為等について指導・助言を行うとともに、市道の一部廃止手続きに係る調整を進め、事業化に向けて支援します。

目標指標

共同ビルの事業化に向けて支援します。

達成状況

権利者で構成される再開発組合で、事業化について土地建物所有者全員の合意が得られたことを踏まえ、市道第14号線（通称赤鳥居通り）の一部廃止にむけて地区内で関係者の調整が進められています。また、10月より事業地内の一部で解体工事に着手しています。

市では、建築計画に対して、総合設計やまちづくり条例、開発行為等について指導・助言したほか、地元商店会と事業者の意見交換の場を設けるなど、共同ビル化に必要な調整を行いました。また、景観審議会や景観アドバイザー協議会などを通じて、本事業が周辺の景観や環境に配慮した計画となるよう調整しました。

教育委員会事務局教育部の「運営方針と目標」の達成状況

総務課	学務課	指導課	生涯学習課
スポーツ振興課	総合スポーツセンター建設推進室	社会教育会館	図書館

教育部長兼教育部調整担当部長

山口 忠嗣

教育部生涯学習担当部長

高階 豊彦

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成をめざし、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育の推進を図ります。

◇ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざし、生涯学習基盤の整備や施策の充実により、市民の主体的な生涯学習を支援します。

各課の役割

教育部は、総務課、学務課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、総合スポーツセンター建設推進室で構成する事務局と、社会教育会館、図書館などの所管施設で構成され、それぞれ、①教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、②通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、③学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、④生涯学習の推進、文化財保護、社会教育団体の育成等、⑤生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理運営、⑥社会教育会館の管理運営、⑦図書館での資料収集・貸出、読書活動の推進などの役割を担っています。

2 部の経営資源（平成26年4月1日現在）

職員数

- ・教育委員会事務局等職員 172 人 他団体からの派遣職員 3 人 計 175 人
- ・職員比率（正規職員） 教育委員会事務局 175 人 / 市職員 993 人 職員比率 約 17.6%

予算規模

- ・平成26年度教育委員会事務局予算額
一般会計 3,957,323,000 円
そのうち人件費を除く事業費の予算額
一般会計 3,547,776,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

コミュニティ・スクールの充実と発展をめざし、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、保護者、地域住民が積極的に学校運営に参画し、組織的かつ継続的に学校支援が可能となるような体制づくりを推進します。

効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築をめざし、各学園の学園運営や教育活動の充実・発展を図るとともに、義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図ります。

◇学級数増への適切な対応と学校規模の適正化に向けた取り組み

市立小・中学校において、児童・生徒数が特定の学校に偏在化している現状を踏まえ、学級数増に対し適切な対応策を検討・実施するとともに、今後の中・長期的な視点から、引き続き学校規模の適正化に向けて取り組みます。

◇総合教育相談の充実

三鷹市教育支援プラン2022に基づき、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かして、義務教育9年間を通じた継続的かつ系統的な教育支援の充実を図ります。一人ひとりのニーズに的確に応える教育支援を推進するために教職員への研修と、スクールソーシャルワーカー等総合教育相談室職員による福祉・保健・医療等関係機関との連携の推進を図り、0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等の生活や学習上の困難さの改善と自立や社会参加の促進をめざします。

◇安全で快適な教育環境の整備

児童・生徒が安全で快適な教育環境で学べるよう、引き続き体育館の耐震補強工事、学校校庭等の芝生化を推進します。また、ファシリティ・マネジメントの視点に基づき、学校施設の長寿命化と地域防災機能の強化を図るため、非構造部材の補強、トイレ改修、バリアフリー施設の整備など、計画的な整備に向けた検討を進めます。なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

さらに、平成24年度から25年度に再整備を実施した学校ICT環境・機器等の利活用を進め、教職員の業務の効率化と情報セキュリティの向上を図るとともに、学校・家庭・地域の情報共有を推進します。

◇健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進

平成28年度の完成をめざし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の建設工事を徹底した安全管理のもと、計画的に進め、健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備を推進します。また、引き続き、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、効率的・効果的な施設管理と質を確保したサービスを提供するための管理運営計画を策定します。

◇三鷹市生涯学習プラン2022に基づく生涯学習施策の充実

三鷹市第4次基本計画及び三鷹市生涯学習プラン2022に基づき、三鷹型エコミュージアム事業を推進するとともに、大沢二丁目古民家（仮称）を復原し、市民が様々な体験学習を行う施設として大沢地区にある他の地域文化財を含め、エコミュージアムのモデル事業として推進します。

また、市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習する機会を持ち、学んだことを地域に返して活かしていく「学びの循環」の構築を推進します。

◇地域の情報拠点としての図書館サービスの充実

みたか子ども読書プラン 2022 に掲げる施策を推進するとともに、地域資料の収集・提供やレファレンスサービスなど地域の情報拠点としての機能を強化し、多様な利用者に対応する図書館サービスの充実を図ります。また、市民満足度の高いサービスの提供をめざして、図書館システムの共同開発を行います。

◇三鷹市スポーツ推進計画 2022 の策定と推進

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業における「健康・スポーツの拠点施設」の整備を踏まえ、三鷹市スポーツ推進計画 2022 を策定し、市民の健康・体力の増進を図り、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる市民スポーツ活動を推進します。

◇行財政改革の推進

学校給食の充実と委託化の推進、川上郷自然の村の効率的な運営の推進など、行財政改革アクションプラン 2022 に基づく取り組みを推進するとともに、事務事業総点検運動の継続的な実施を進めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展（指導課）

当初計画

コミュニティ・スクールの充実・発展をめざし、学校評価・学園評価（検証）を活用した自律的な学園・学校運営をコミュニティ・スクール委員会と協働で進める体制整備を推進します。また、各学園でのコミュニティ・スクールガイドの作成など広報活動の充実や教育ボランティア向けの研修の充実など、地域人財の養成に努めます。

義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図るため、「三鷹市立学校人財育成方針」に基づく教員の人財育成に努め、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえた小・中相互乗り入れ授業や交流活動、学園研究等により、学園として一体感のある教育を推進します。

目標指標

市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加を図ります。また、コミュニティ・スクールの充実に向けて学校支援ボランティアの参加数の増加を図ります。

達成状況

市立小学校卒業者の市立中学校への進学者の割合は81.1%、学校支援ボランティアの参加者数は17,807人でした。

コミュニティ・スクール委員会の協力のもと、学校評価・学園評価を着実に実施し、その結果と改善策が次年度計画に反映されるようにする等、自律的な学園・学校運営を推進しました。また、各コミュニティ・スクール委員会では、教育委員会での「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）の策定を受けて、児童・生徒の望ましい学習習慣・生活習慣の定着に向け、自律的・発展的に各々の地域特性を踏まえた学園のスタンダードの作成に取り組みました。さらに、CSガイドを新たに2学園で作成するなど広報活動の充実を図るとともに、「学校支援者養成講座」では、新たに教育ボランティアの経験に応じた3コースを開設し、コミュニティ・スクールを支える学校支援者の養成に努めました。

学園運営や教育活動が、一層効果的かつ系統的にできるよう「三鷹市立学校人財育成方針」に基づき三鷹市のめざす教育を実現できる教員の人財育成に努めるとともに、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえ、小学校の高学年における一部教科担任制や、小・中相互乗り入れ授業や学園研究等による小・中学校教員の積極的な学園内の連携・指導交流の推進を図りました。

2健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備に向けた取り組み）（総合スポーツセンター建設推進室、社会教育会館）

当初計画

平成 28 年度の完成をめざし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の建設工事を徹底した安全管理のもと、計画的に進めます。また、引き続き、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、効率的・効果的な施設管理と質を確保したサービスを提供するための管理運営計画を策定します。

目標指標

施設の建設工事を進めるとともに、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、管理運営計画を策定します。

達成状況

施設の建設工事は順調に進んでおり、スポーツ施設部分の基礎・躯体工事は概ね完了しました。管理運営計画については、平成 26 年度の策定に向け、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、検討を進めてきましたが、計画の内容が新施設における今後の事業展開等に係る部分が多いことから、市長選挙後に策定することとし、今年度は現時点までの検討を踏まえた「管理運営計画（案）の概要」を作成しました。

3大沢二丁目古民家（仮称）の整備の推進（生涯学習課）

当初計画

大沢二丁目古民家（仮称）について、大沢の里公園内の中核的な文化財の 1 つとして、平成 27 年度の公開をめざし、復原工事を行います。整備後は、今年度策定予定の管理運営計画に沿って、市民に向けた様々な体験学習や民具の展示を行うなど、地域文化財・地域観光の情報発信等の拠点として、三鷹型エコミュージアム事業の推進を図ります。

目標指標

平成 27 年度の公開に向けて、公開後の管理運営計画の策定と、年度内の復原工事の完了をめざします。

達成状況

平成 26 年度は、大沢二丁目古民家（仮称）の復原工事を実施する予定でしたが、入札不調を契機として、これまでの整備方針を見直すことになったため、関係部課と協議しながら、新たな整備方針の検討を行いました。

4新たな図書館システムの開発（図書館）

当初計画

平成 24 年 10 月に三鷹市、三鷹市教育委員会、(株)まちづくり三鷹、NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構の 4 者で締結したオープンソースプログラミング言語 Ruby を活用した地域活性化に関する「共同研究開発協定書」に基づき、平成 27 年 9 月の本格稼働に向けて、新たな図書館システムの開発に取り組みます。開発に当たっては、新たな ICT 環境に適応した機能の追加等を検討するなど、図書館の利用に対する市民満足度の更なる向上をめざすとともに、市内事業者との連携による地域活性化を推進します。

目標指標

平成 27 年 9 月の新システムの本格稼働に向けて、年度内の開発完了をめざします。

達成状況

(株)まちづくり三鷹とオープンソースプログラミング言語 Ruby を使用した新たな図書館システムの共同開発を行いました。ICT 環境の進展に対応する新たな機能として、返却期限お知らせメールや順次予約機能、お気に入りバスケットなどを追加しました。利用者側の入り口となる三鷹市立図書館ホームページについても、迅速で的確な検索や情報発信を可能にし、アクセシビリティ確保やスマートフォン対応を図るため、ホームページ作成システムの開発を行いました。また、システム開発とともに、インフラ・ネットワーク、ハードウェア等の詳細設計を行い、平成 27 年 9 月の新システム稼働に向けた準備を行いました。

5 学校体育館の耐震補強の実施（総務課）

当初計画

平成 23 年度から 24 年度にかけて実施した耐震診断内容再調査の結果に基づき、耐震補強工事が必要となった学校体育館について計画的に耐震補強工事を行います。平成 26 年度はこのうち 2 校の耐震補強工事を実施するとともに、4 校の耐震補強実施設計を行います。これにより、平成 27 年度中の耐震補強完了をめざします。

目標指標

学校体育館 2 校（第五小学校、南浦小学校）の耐震補強工事の実施と 4 校（第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校）の耐震補強設計を実施します。

達成状況

学校体育館耐震補強工事が必要な 6 校のうち、第五小学校、南浦小学校の 2 校の耐震補強工事及び、第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校の 4 校の耐震補強工事实施設計が完了しました。平成 27 年度は、実施設計が完了した 4 校の耐震補強工事を実施し、国の指針である平成 27 年度耐震化率 100%に向けた安全・安心な学校づくりに取り組みます。

6 中学校特別教室等の空調設備整備の推進（総務課）

当初計画

児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備するため、平成 22 年度から 24 年度にかけて実施した市立小・中学校への空調設備整備事業に続き、中学校の一部の空調設備が未整備の特別教室等への追加整備に向け、実施設計業務を行います。

なお、各校への空調設備の整備にあたっては、財政負担を考慮し、計画的に工事を実施するとともに、国等の補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

目標指標

学校空調整備の追加整備に係る実施設計（6 校）を実施します。

達成状況

整備が完了している第三中学校を除き、6 校の市立中学校の中で、一部未整備となっている 61 教室の特別教室等への空調設備整備実施設計が完了しました。平成 27 年度は、このうち、熱源を使用する理科室、家庭科室の 17 教室を優先して整備を実施します。

7 総合教育相談の充実（学務課）

当初計画

乳幼児・児童・生徒等の一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するために、市が作成したガイドラインに基づく確かな実態把握と、個別指導計画・個別の教育支援計画の作成を行い、活用を図ります。

学校管理職、教員等への質の高い研修を実施し、アンケート調査により、「研修内容理解度」を検証します。

また、福祉・保健・医療等関係機関と連携した支援を進めるスクールソーシャルワーカーを新たに現行の教育相談員の中から1人配置して4人体制とし、その成果を検証するとともに、教育支援推進委員会において、授業改善の観点から、三鷹市教育支援プラン2022の推進状況を検証します。

目標指標

市で作成したガイドラインに基づく確かな実態把握と個別指導計画・個別の教育支援計画の作成を行い、活用を図ります。学校管理職、教員等へ研修内容のアンケート調査を実施し、理解度を検証します。スクールソーシャルワーカーを4人体制とした成果を検証するとともに、教育支援推進委員会において授業改善の観点から、三鷹市教育支援プラン2022の推進状況を検証します。

達成状況

「個別指導計画・個別の教育支援計画作成のガイドライン」の簡易版の周知が図られたことにより、各学校において、共通の様式を用いた児童・生徒の実態把握と的確な個別指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用が図られました。

夏季を中心とした教員等への教育支援関係の研修会を実施し、研修アンケートから、56%の「とてもよく理解できた」、44%の「理解できた」の結果を得ることができ、学校における教育支援の充実を図りました。また、学校管理職が教員に対し、適切な指導が行えるよう、管理職研修の充実を図りました。

教育相談員・スクールカウンセラーを活用したスクールソーシャルワークについては、現行体制の中で人財の活用を図り、配置体制を4人に拡充したことにより、ニーズに対し迅速に対応が行えるようになり、関係機関との連携件数が、25年度（161件）の1.3倍の206件に増加しました。

教育支援推進状況調査を全小・中学校において実施し、その結果を基に、教育支援推進委員会において、授業改善の観点から教育支援プラン2022の推進状況の検証を行いました。小・中学校の通常の学級においても、児童・生徒の実態把握を前向きに行い、集中して課題に取り組むことができるような教室内の環境づくりや指導方法の工夫等を行っていることがわかりました。

8 学校給食の充実と効率的な運営の推進（学務課）

当初計画

安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、新たに北野小学校及び第六中学校で給食調理業務の民間委託を実施します。また、平成27年度から新規委託予定の第一小学校と、委託開始から5年目を迎える中原小学校について、事業者の選定を行います。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」を通して、実施状況の確認と必要に応じた改善の検討を行い、学校給食の充実と効率的な運営を推進します。

目標指標

給食調理業務について、平成27年度から新たに1校での委託実施に向けた準備を行い、委託校を計13校とします。

達成状況

新たに北野小学校及び第六中学校で給食調理業務の民間委託を平成26年4月から実施しました。また、平成27年度から委託を開始する第一小学校及び委託開始から5年目を迎える中原小学校の事業者の選定をプロポーザル方式により行い、決定しました。

平成26年度から委託を開始した北野小学校及び第六中学校に保護者、学校、委託業者、教育委員会職員で構成する「学校給食運営協議会」を設置し、7月に第一回の会議を開催しました。北野小学校及び第六中学校を含む他の委託実施校の「学校給食運営協議会」についても1・2月に

会議を開催し、良好な委託運営状況を確認し、安全でおいしい給食の充実と効率的な運営を図ることができました。

9 学級数増への適切な対応と学校規模の適正化に向けた取り組み（総務課、学務課）

当初計画

児童・生徒数の増加により、新たに普通教室の確保が必要となる可能性のある学校について、今後の学級編制基準の見直しや市内の宅地開発の動向等を踏まえ、通学区域の見直しや校舎の増築など総合的な視点から、市内の「学校・学童保育所の規模の適正化検討チーム」において引き続き検討を進め、年次ごとに必要な対応を行います。

目標指標

「学校・学童保育所の規模の適正化検討チーム」において検討を進め、総合的な視点から最も適切な対応策を取りまとめます。

達成状況

「学校・学童保育所の規模の適正化検討チーム」での検討内容等を踏まえ、平成 29 年度から教室不足が発生する可能性が高いことが明らかになった高山小学校については、教育委員会として学級数増加に伴う対応策の検討及び取りまとめを行い、不足教室分を校舎増築により対応することとする、対応の方針と計画を策定しました。

今後は、平成 29 年度の増築校舎の供用開始に向けて、年次ごとに必要な対応を図るとともに、住宅開発状況等を注視しながら将来推計の更新を継続し、適切な対応を図ります。

10 三鷹市立図書館 50 周年記念事業の実施（図書館）

当初計画

三鷹市立三鷹図書館（昭和 39 年 10 月開館）が開館 50 周年を迎えることから、市民・団体との協働により、前年度開館した南部図書館（愛称：みんなみ）など 5 つの分館との連携を図りながら記念事業を実施します。実施にあたっては実行委員会を設置し、市民に対する図書館の PR、NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構と連携して、読書のきっかけづくりや図書館の未来像を市民と語り合う場となるようなイベントを行うほか、新たな図書館活動につながる市立図書館全体の図書館サポーターを育成するとともに、中学生・高校生の参加の場として「図書部！」を発足します。

目標指標

50 周年記念市民交流イベントを開催し、図書館サポーター新規登録者数 50 人、中学生・高校生「図書部！」参加者 15 人及びネットワーク大学共催連続講座受講者数延 150 人をめざします。また、分館イベントを開催し、50 周年記念誌を発行します。

達成状況

図書館サポーター（企画、書架整理、本の修理、シニア読み聞かせの 4 チームで 57 人が登録）の養成や中学生・高校生の「図書部！」（参加者 19 人）の活動を進め、これらの新たな人財と既存の市民団体（三鷹市文庫連絡会や音訳ボランティア等）が企画、準備、運営を行い開催した 50 周年記念イベント「図書館フェスタ」（参加者数 2 日間で約 4,500 人）は、協働と交流の拠点としての図書館を市民にアピールする成果をあげました。

また、三鷹ネットワーク大学推進機構と共催の連続講座を 5 回（延べ 226 人参加）開催し、最終回のワークショップ「図書館未来会議」は 50 周年記念クロージングイベントとして実施しました。分館イベントとしては、「おとなが楽しむおはなし会」「おおさわ学園の読書活動の紹介展示」「国会図書館を見に行こう」ツアー、南部図書館の開館 1 周年記念みんなみフェスタなどを実施しました。

さらに、公募により決定した三鷹市立図書館シンボルマークの活用について武蔵野美術大学と

共同研究を行い、ロゴタイプ作成及び図書館ブランディング（印刷物、ウェブサイト、グッズ、館内サイン等）の提案を受けました。

11 川上郷自然の村の効率的な運営の推進と今後のあり方の検討

（総務課）〈「ゼロアップ創造予算」該当事業を含む〉

当初計画

平成 24 年度に取りまとめた「市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方検討チーム報告書」の内容を踏まえ、施設の管理運営における経営改善や一層の効率的な運営に向けた取り組みを行いつつ、指定管理者と連携して集客につながる魅力ある自主事業などを実施することにより利用者の拡大を図ります。

また、施設の運営状況等を検証するとともに、自然教室実施プログラムの検証や代替施設の実地踏査の実施、施設の管理形態の検討など、引き続き今後の施設のあり方を検討します。

目標指標

一般利用者数 12,000 人以上をめざすとともに、施設のあり方検討結果について報告書として取りまとめます。

達成状況

川上郷自然の村については、効率的な施設運営に向けて厨房事業の見直しを行い、メニューの構成・内容に工夫を凝らすことで、利用者満足度の向上を図りつつ、経費削減を達成することができました。一般利用者拡大に向けては、指定管理者である川上村振興公社と連携して、年間を通じた各種ツアーの実施（11 回実施で計 243 人が参加）や大学への積極的な PR 活動などを行った結果、年間目標（12,000 人）には届かなかったものの、過去最高を記録した平成 21 年度（11,252 人）に次ぐ一般利用者 10,822 人となりました。

また、平成 26 年度には、教育委員会内の関係課によるプロジェクト・チームを設置し、効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方、施設の管理運営形態などの検討を行いました。平成 27 年度に報告書として取りまとめ、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点から施設の方向性に係る方針を確定します。